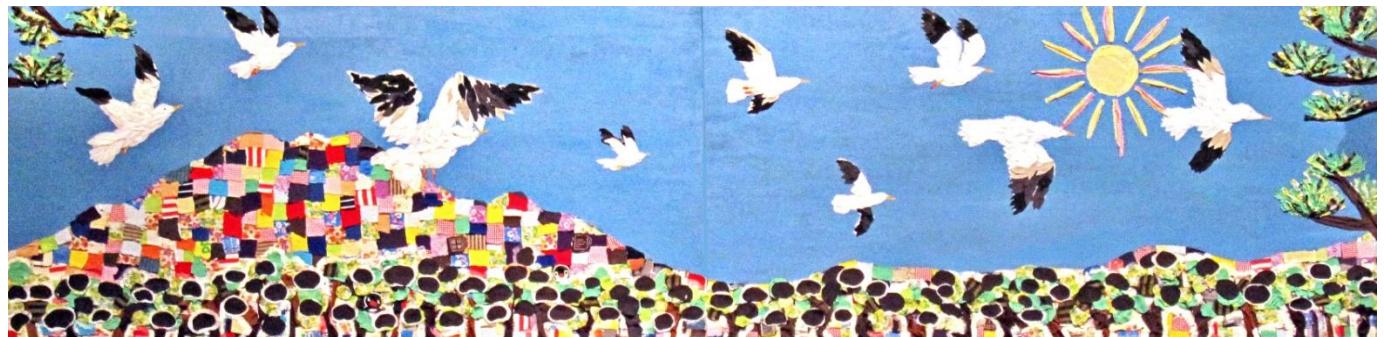


つるがの環境

—第2次敦賀市環境基本計画年次報告書— 令和2年度版



令和4年3月

敦賀市

もくじ

第1章 敦賀市環境基本計画の概要	1
第2章 敦賀市の環境状況	7
1 自然環境	7
(1) 自然 (2) 気象 (3) 地下水位 (4) 野生鳥獣害	
2 社会環境	15
(1) 都市公園 (2) 文化財 (3) 公共交通	
3 生活環境	17
(1) 大気 (2) 水質 (3) ダイオキシン類	
(4) 横曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査 (5) 騒音・振動 (6) 悪臭	
(7) 放射性物質 (8) 公害苦情 (9) 廃棄物(不法投棄)	
4 地球環境	31
(1) 温室効果ガス (2) エネルギー (3) ごみ	
5 環境活動	35
(1) つるが環境みらいネットワークの活動 (2) 環境美化活動	
(3) 敦賀市かんきょうコンクール	
第3章 環境施策の現状	38
方向1 みんなが自然と歴史文化を育みます	38
目標A 自然環境と多様な生態系を守ります	
目標B みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります	
方向2 みんなが安心して快適に暮らします	47
目標A 安心な生活環境をつくります	
目標B 快適な生活環境をつくります	
方向3 みんなが地球と歩みます	59
目標A 地球温暖化対策に努めます	
目標B 資源を大切にします	
方向4 みんなが環境を考え行動します	66
目標A 環境問題を知り考える人を育てます	
目標B みんなが積極的に環境活動に取り組みます	

表紙絵題名：『Imagine』

2014年3月に開催された「つるが環境フェア」において、敦賀市出身のアーティストますやま理人さんが考案された、敦賀を象徴する「松、ユリカモメ、野坂山」をモチーフとした下絵を元に、ますやまさんと来場者のみなさんで一緒に作り上げた作品です。古着の切れ端とペンキを使用したリサイクルアートとして、不用品が美しい作品に生まれ変わる様子を表現するとともに、消費について考え、持続可能な社会を「イメージ」しながら暮らしてもらいたいという想いが込められています。

第1章 敦賀市環境基本計画の概要

1 敦賀市環境基本計画年次報告書とは

敦賀市環境基本計画年次報告書は、第2次敦賀市環境基本計画（平成25年度～令和4年度）に掲げた環境施策に関して、市が実施した事務事業やこれに付随する測定値などの取組結果及び後期環境アクションプランにおいて設定した数値目標の進捗状況を取りまとめたものです。

本市の環境の状況と環境の保全等に関する施策については、これまで「つるがの環境」として、敦賀市環境基本条例第16条の規定に基づき取りまとめました。平成25年3月の第2次敦賀市環境基本計画の策定を機に、計画との整合性を図るとともに総合的な環境行政を推進していくため、「つるがの環境」を見直し、平成25年度から新たに敦賀市環境基本計画年次報告書として作成しています。

この年次報告書の情報をみなさんと共有し、環境活動のコミュニケーションツールとして活用することで、さらに市民・市民団体・事業者・市の協働による取り組みを推進していきます。

2 敦賀市環境基本計画の策定

敦賀市では、平成12年3月に制定した市の環境保全の基本理念となる敦賀市環境基本条例に基づき、平成14年3月に前計画である敦賀市環境基本計画を策定し、「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」を望ましい環境未来像として、この実現に向けて10年間市民や事業者などの皆様とともに環境政策を推進してきました。

しかしながら、計画策定後の10年の間には、このような環境政策の進展や、環境に関する法の施行や改正だけでなく、循環型社会実現に向けた取り組みの強化、世界規模で深刻な問題となっている地球温暖化への対応やエネルギー問題、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進といった新たな課題の発生など、環境行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。

これらの状況を踏まえ、平成25年3月に第2次敦賀市環境基本計画を策定しました。本計画は、前計画を引き継ぎながら、「さわやかな風 清らかな水 人と自然が共生し 未来に向かってみんなが行動するまち つるが」を新たな環境未来像として、市民・市民団体・事業者・市がともに手を携え、自主的・積極的に今日の環境問題に取り組んでいくための指針を示すものです。

敦賀市環境基本条例の基本理念（第3条）

- 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。
- 地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の期間

第2次敦賀市環境基本計画の期間は、平成25年度（2013年度）を初年度とし、令和4年度（2022年度）までの10年間とします。

また「環境アクションプラン」は、「前期 環境アクションプラン（平成25年度から平成29年度まで）」と「後期 環境アクションプラン（平成30年度から令和4年度まで）」に分割して、5年ごとに見直しを行います。

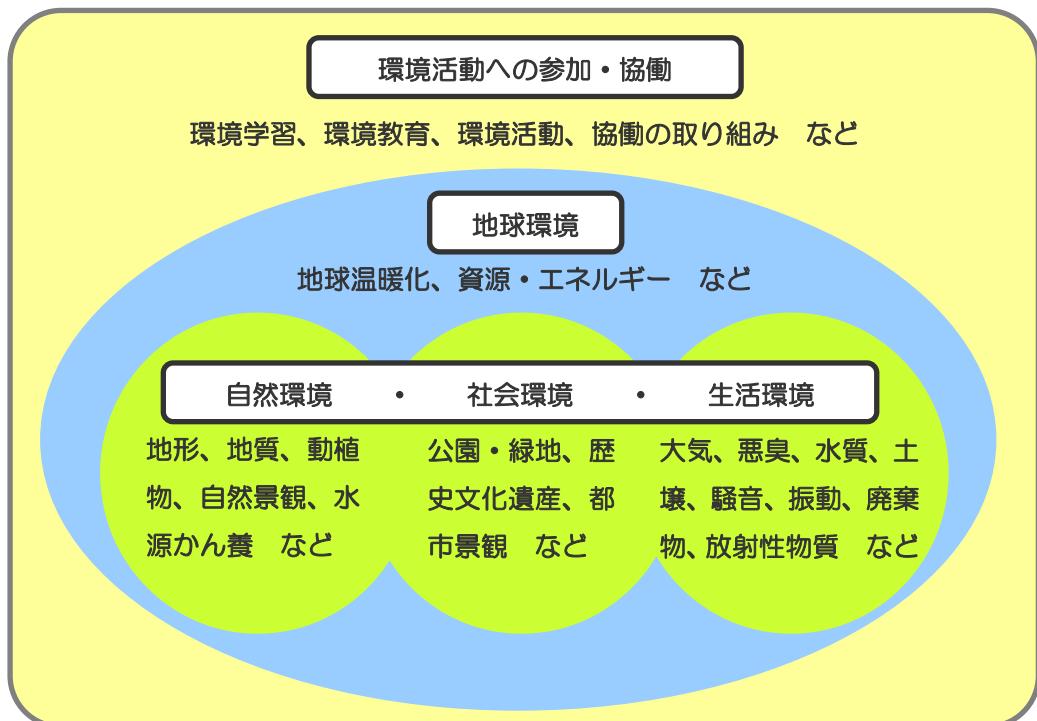
4 対象とする環境の範囲

本計画の対象地域は、敦賀市としていますが、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

また、対象範囲は、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていく必要があることから、「自然環境」、「社会環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。

そして、本計画を推進する主体は、市民・市民団体・事業者・市や、市外からの通勤者や通学者、観光客など市内に来訪するすべての人とともに、これらの主体が一層積極的に環境活動に取り組むことを目的として、人材を育むための環境学習・環境教育などの「環境活動への参加・協働」も計画の対象範囲として捉えます。

計画の対象範囲



5 環境未来像への4つの方向と目標

1 みんなが自然と歴史文化を育みます

私たちみんなが、自然を大切にする心を育み、本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然の恵みを次世代に受け継いでいきます。

また、まちなかにおいても、みどりや歴史文化との調和が取れた人々の心安まる美しい都市景観づくりを進めていきます。

Ⓐ 自然環境と多様な生態系を守ります

- ★ 山林環境の保全と育成 ★ 水辺環境の保全と育成
- ★ 里地里山環境の保全と育成 ★ 中池見湿地の保全

Ⓑ みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります

- ★ まちのみどりの保全と創出 ★ 歴史文化資産の保全
- ★ 美しい景観の形成

2 みんなが安心して快適に暮らします

私たちみんなが、健康に暮らしていくために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などに脅かされない安心できる環境を築いていきます。

また、近隣公害の防止、障がい者や高齢者などにとっても利用しやすい交通や施設の整備を進めるなど、人にやさしく快適なまちづくりに取り組んでいきます。

Ⓐ 安心な生活環境をつくります

- ★ 大気汚染や悪臭の防止 ★ 水質汚染や土壌汚染の防止
- ★ 騒音や振動の低減 ★ 有害化学物質や放射性物質の対応

Ⓑ 快適な生活環境をつくります

- ★ 近隣公害への対応 ★ 公共交通機関の充実
- ★ バリアフリー環境の整備 ★ 環境美化の推進

③ みんなが地球と歩みます

私たちみんなが、私たち自身の生活を支えている地球環境を守り続けるために、何を行い、どのように地球と歩むべきかを考えていきます。

また、身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取り組みを実践し、地球温暖化対策を推進するとともに、資源を大切にし、環境負荷の少ない循環型社会をめざしていきます。

Ⓐ 地球温暖化対策に努めます

- ★ 省エネルギーの推進 ★ エネルギーの創出と有効利用

Ⓑ 資源を大切にします

- ★ 3R活動の推進 ★ ごみの適正処理の推進

④ みんなが環境を考え行動します

私たちみんなが、身近なものから地球規模のものまで非常に多種多様な環境問題とともに考え、みんな（市民・市民団体・事業者・市）が連携・協働し行動していきます。

そのためにも、長期的な視野に立って、未来を担う次世代も含めた環境教育・環境学習を推進し、世代を超えたつながりを持って環境活動を進めています。

Ⓐ 環境問題を知り考える人を育てます

- ★ 身近な自然とのふれあい ★ 環境教育・環境学習の推進
- ★ 環境情報の収集と提供

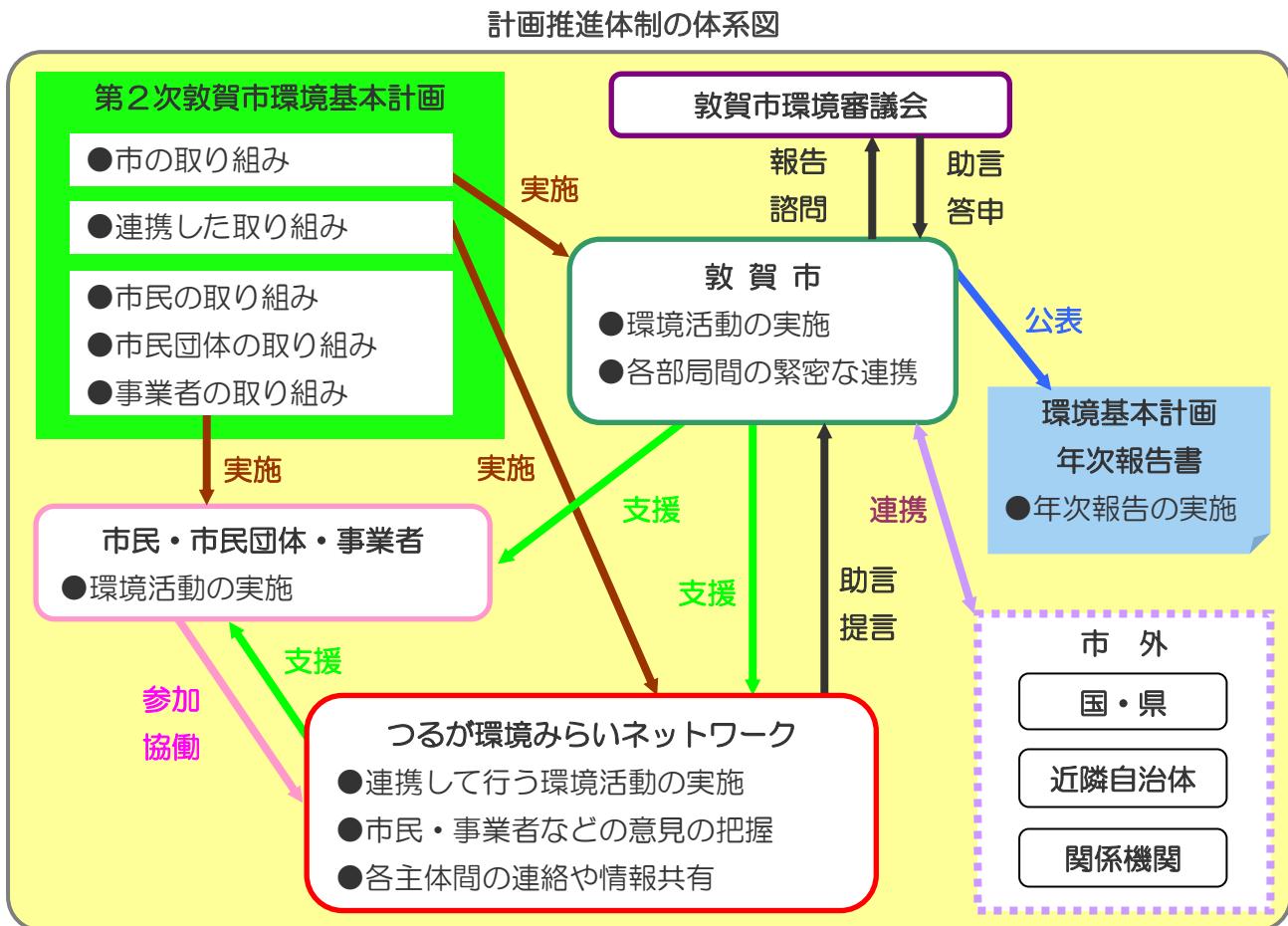
Ⓑ みんなが積極的に環境活動に取り組みます

- ★ 環境活動への参加推進と支援
- ★ 協力体制の構築と連携強化

6 計画の推進体制

計画を実効性のあるものとするためには、市の各部局はもとより、市民・市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協働により、全体的な推進をしていく必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民・市民団体・事業者・市のすべての主体が一体となって計画を推進していきます。



■つるが環境みらいネットワーク

環境の保全を図るために、市による施策の実行だけではなく、市民・市民団体・事業者が連携・協働し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

「つるが環境みらいネットワーク」は、市民・市民団体・事業者・市で構成された組織として、平成13年度に策定した環境基本計画に基づき設立されました。

それぞれの主体が相互に連携して取り組むべき環境活動だけでなく、市民・事業者の意見の把握、各主体間の連絡や情報共有、必要に応じた各種基本施策についての助言や提言を行います。

■敦賀市環境審議会

環境審議会は、敦賀市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織されます。

本審議会では、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する

る事項について、総合的な視点から調査審議し、助言や提言を行います。

■市役所及び広域的な連携・協力体制の強化

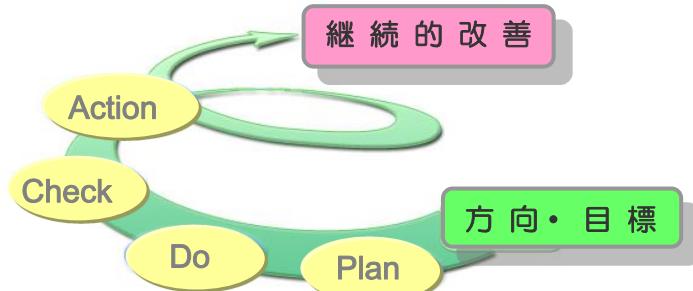
本計画に基づく施策を推進していく上で市の各部局においては関係部局間の連携・調整を行うだけでなく、国・県、関係機関や隣接する自治体とも広域的な連携を図り、環境行政に取り組んでいく必要があります。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などについては、市域を越えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も引き続き国・県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

7 計画の進行管理

■計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「P D C A サイクル」を用いて点検・評価します。この方法は、①計画（Plan）、②実施（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、計画の進捗状況の把握や課題の抽出、点検・評価を行い、計画の継続的な改善を図ります。



■「環境基本計画年次報告書」の作成と公表

計画の進捗状況を把握し、これを年次報告書として毎年作成します。この年次報告書は、ホームページなどで広く市民に公表します。

■計画の見直し

本計画は、策定から10年後の令和4年の敦賀市の環境未来像を展望しながら環境政策を総合的かつ計画的に推進するものですが、本市を取り巻く環境や経済社会情勢などの変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。

■環境情報の提供

市民・市民団体・事業者・市の連携・協働による環境活動を推進していくためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

第2章 敦賀市の環境状況

1 自然環境

(1) 自然

■位置・地勢

敦賀市は、東経136度3分20秒、北緯35度38分43秒、福井県のほぼ中央に位置し、市域の北は日本海、東は南越前町及び滋賀県長浜市、南は滋賀県高島市、長浜市、西は美浜町にそれぞれ接しており、東西約14km、南北約26kmで、市域面積は251.34km²となっています。市域の面積の約80%が山林、残りの約20%は平野部となっており、その中に港湾、道路などの交通網、河川、住宅、工場等が密集しています。

市域の三方には、野坂岳、西方ヶ岳、岩籠山の敦賀三山をはじめとした山々が連なり、敦賀平野と敦賀湾を取り囲んでいます。これらの山地には、野坂岳のブナ林、西方ヶ岳のブナ林、鉢伏山のブナ・ミズナラ林、天筒山のスダジイ林などの原生林が多く存在しており、豊かな山林環境と生態系を育むとともに、敦賀市の水資源の涵養域として私たちの生活を支えています。

市の東部は、栃ノ木峠から鉢伏山を経て山中峠に至る山稜で福井県を二分する嶺南及び嶺北地域の境となっています。南部及び西部の山地は 約914m の野坂岳をはじめ、標高 600m 程度の山々が連なって分水嶺を成しており、滋賀県境に源を発する笙の川は、五位川、木ノ芽川、黒河川の流れを集め、沖積層の平野部を貫流し、敦賀湾に注いでいます。

敦賀湾は、東西約8km、南北約12kmで、その海岸線は約54kmにわたり、湾内は天然の良港を形成するとともに、その沿岸部は、越前加賀海岸国定公園及び若狭湾国定公園に指定されています。気比の松原は、日本三大松原の一つとして市民に親しまれ、多くの人が訪れる観光地となっています。また、敦賀半島の門ヶ崎、立石岬、水島から色浜までの海岸地形は変化に富んでおり、貴重な景観資源となっています。

さらに市内には、福井県自然環境保全地域に指定された池河内湿原、越前加賀海岸国定公園である中池見湿地をはじめとした湿地があります。特に中池見湿地は、特異的な地形と世界屈指の泥炭層、多様な生物多様性から、ラムサール条約湿地に登録されています。



■敦賀市の自然環境マップ

▲ 山

1. 蠟螺ヶ岳、2. 西方ヶ岳、3. 三内山、4. 旗護山、
5. 野坂岳、6. 岩籠山、7. 衣掛山、8. 三足富士、
9. 行市山、10. 柳ヶ瀬山、11. 天筒山、12. 鉢伏山

● 河川・湿地・池・滝

13. 井の口川、14. 助高川、15. 黒河川、16. 木の芽川、17. 栃古川、18. 五位川、19. 笹の川、20. 猪ヶ池、21. 池ノ原湿原、22. 鬼ヶ滝、23. 中池見湿地、24. 池河内湿原、25. しほすの滝

■ 国定公園

若狭湾国定公園：敦賀市の氣比の松原から京都府舞鶴市に至る自然公園

越前加賀海岸国定公園：石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園



■ 自然環境保全地域

池河内自然環境保全地域：敦賀市内を流れる笙の川の源流部に当たり、源流部にできた阿原ヶ池を中心とした湿原、その周辺部の平坦地、山ろく部のかん養地の保全を目的として、福井県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

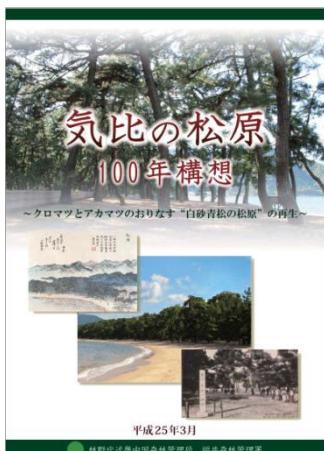
■敦賀市に関するすぐれた自然

植生	低層湿原	池河内湿原の植生、黒河の湿原植生
	常緑広葉高木林	金ヶ崎城跡のスダジイ林、秋葉山のスダジイ林、白城神社のスダジイ林
	冷温帯落葉広葉高木林	岩籠山のブナ林、黒河川流域の植生、野坂岳のブナ林
	温帯針葉高木林	門ヶ崎のクロマツ林
	重要な植生群落等	中池見の湿生植物群落、氣比の松原、黒河川流域の植生、敦賀半島の植生
動物	淡水魚類	アジメドジョウ
	昆虫類	ムスジイトトンボ、アオモンイトトンボ、アオハダトンボ、ムカシトンボ、キイロサナエ、タベサナエ、オグマサナエ、ネアカヨシャンマ、アオヤンマ、マルタンヤンマ、ハッチョウトンボ、チヨウトンボ、マイコアカネ、ヒメアカネ、エゾトンボ、キベリトウゴウカワゲラ、クチキコオロギ、トゲミズギワカメムシ、オオコオイムシ、ヨコヅナツチカメムシ、ゲンゴロウ、コガタノゲン

		ゴロウ, サシゲチビタマムシ, ゲンジボタル, ガマキスイ, ナカイケミヒメテントウ, フタイロカミキリモドキ, ホクリクヒメハナカミキリ, ヤノトラカミキリ, イチモンジハムシ, オキナワシリアゲコバチ, コツノアリ, ケブカツヤオオアリ, アメイロオオアリ, アケボノベッコウ, フクイアナバチ, キアシマエダテ, カラトイスクバチ, アカオビケラトリ, キアシハナダカバチモドキ, ニッポンハナダカバチ, キバラガガンボ, オオヒゲナガハナアブ, スズキナガハナアブ, オオマダラメマトイ, クロアシエダトビケラ, ヨツメトビケラ, ダイミョウセセリ, ヒサマツミドリシジミ, オオウラギンヒョウモン
	昆虫類の重要な生息地	池河内湿原, 中池見湿地, 黒河国有林の湿地とその周辺
	鳥獣の重要な生息地	笙の川河口域, 黒河川上流域
地形地質		元比田の海成段丘, 杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地, 鉢伏山の花崗岩と元比田礫岩, 敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地, 池河内の盆谷, 阿原ヶ池・湿原, 刀根の石灰岩, 中池見盆地, 金ヶ崎の石灰岩と地形, 気比の松原, 敦賀平野周辺の段丘地形・洪積世, 敦賀断層, 野坂断層, 弁天崎の巨晶花崗岩(ペグマタイト), 晶洞, 洞穴, 浦底の猪ヶ池および明神崎の地墨・地溝, 立石岬の海食棚・海食崖・節理, 門ヶ崎の海食地形・節理

※出典「福井県のすぐれた自然（動物編、植物編、地形地質編）」（1999年3月 福井県自然環境保全調査研究会監修 福井県発行）

気比の松原を守る活動



国有林野であり、保安林、名勝、国定公園等にも指定される気比の松原は、近年、深刻なマツクイムシ被害や広葉樹の侵入等によってマツの樹勢が弱っています。

そこで、福井森林管理署では、地域の関係者や学識経験者等と連携し、松原の長期保全を図るために基本方針「気比の松原 100 年構想」を平成 25 年に作成しました。100 年構想には、これまでの松原と今の松原の様子の調査分析とともに、今後の松原の姿の“ビジョン”と、その達成のための具体的な方法がとりまとめられています。

その後、公益的機能の発揮や景観形成を踏まえて後世に引き継ぐべき貴重な財産として適正な保全管理を推進することを目的として、地元市民団体、企業、行政等が連携し「気比の松原 100 年構想連絡協議会」が発足されました。

協議会では、「気比の松原」を守るために、関係者や市民サポーターとともに林床に堆積した落葉をかき集めて林床から取り除く「松葉かき」を実施しています。松は、養分の少ない土壤に生育する樹木であるため、落葉が積もり土壤の養分が増えてしまうことは、松の生育環境にとって良くありません。また、落葉を除くことで、他の樹種が育ちにくくなります。

協議会が、イベントの実施やサポーター会員の募集を行い、市民による「白砂青松」の再生を目指した

取り組みを続けているほか、気比の松原をきれいにする活動は広く市民の理解を得て行われております。

■中池見湿地の保全と活用

平成24年にラムサール条約湿地に登録され、平成27年5月には通算来場者数が20万人に到達した中池見湿地ですが、獣害による被害や外来種の増加、植生遷移などに伴う湿地環境の変化、低い認知度、保全や活用に係る人手不足・資金不足など多くの課題を抱えています。市では、平成26年度から平成27年度にかけ、明確な方針を持ってこれらの課題を解決していくため、「中池見湿地保全活用計画策定委員会」を設置し保全活用計画の策定に取り組みました。

平成28年度には、中池見湿地保全活用計画を実行するため、中池見湿地で活動する市民、市民団体、事業者、研究者、行政からなる中池見湿地保全活用協議会が設立され、各主体間の連絡調整や活動の進捗確認などを行っております。平成30年度には、計画の実施状況や役割分担の達成度を振り返り、持続的な保全活用の実現に向けて、各主体の自立的な活動を目指すことを確認しております。

今後も、協議会で連絡調整を図りながら、計画に定められた各者の役割において、保全に関する10の目標と活用に関する8つの目標を効果的に推進してまいります。



中池見湿地を見学する皆さん

(2) 気象

敦賀市は、対馬暖流が分流する日本海に面し、海岸気候の特性を持つ日本海型・北陸・山陰型気候区に属しています。年間降水量は2,100mm程度で、全国平均を上回る多雨地域です。降水量は日本海側特有の降雪により冬季がピークを成していますが、若狭湾に臨み対馬暖流の影響を受けて、嶺北平野部に比べて冬の日最高気温、日最低気温はともに高く、零度以下になる日は少ないです。このため積雪量も嶺北平野部に比べて少なく融雪も早くなっています。

春季は、3月末頃から気温が次第に高くなり、大陸からの移動性高気圧や低気圧の去来が頻繁となって周期的に天気が変化します。4~5月は比較的穏やかで晴天の日が多く、この間日本海を発達した低気圧が進むと強い南寄りの風が吹き、時折高温で乾燥した風の吹くフェーン現象が起こります。

夏季は、入梅は6月初旬にはその走りが現われ、6月中旬から7月中旬にかけて梅雨期となり、梅雨末期には前線が北上して大雨をもたらすことがあります。梅雨が明けると太平洋高気圧の圈内に入り、海陸風現象が顕著となります。

秋季、9月上旬から10月半ばまでは、本州南岸沿いに停滞する秋雨前線により長雨の季節に入り、8~10月は台風が来襲し、特に9月の台風は大きな災害をもたらすことが多いです。

冬季は、西高東低の冬型の気圧配置の日が多く、寒冷な北西季節風が吹き荒れ、雨や雪の日が多くなります。積雪量は沿岸部では少ないですが、東部・南部の山間部ではかなりの積雪となります。

■天気の概況

年間平均気温は、前年度より0.5度低い16.1℃、年間日最高平均気温は、前年度より0.7℃高い33.4℃(8月)、年間日最低平均気温は、前年度より2.0℃低い1.6℃(1月)でした。平均気温と平均気温平年値を比較すると、差が最も大きかった3月では、平均気温が平年値より2.4℃上回りました。

また、年間降水量は、平年値に比べ少なく、前年度より447mm少ない1,894.5mmでした。降水量は1月が最も多く254.0mmでした。また、平均風速は平年並み、日照時間は平年値に比べて長くなりました。

年間気象表

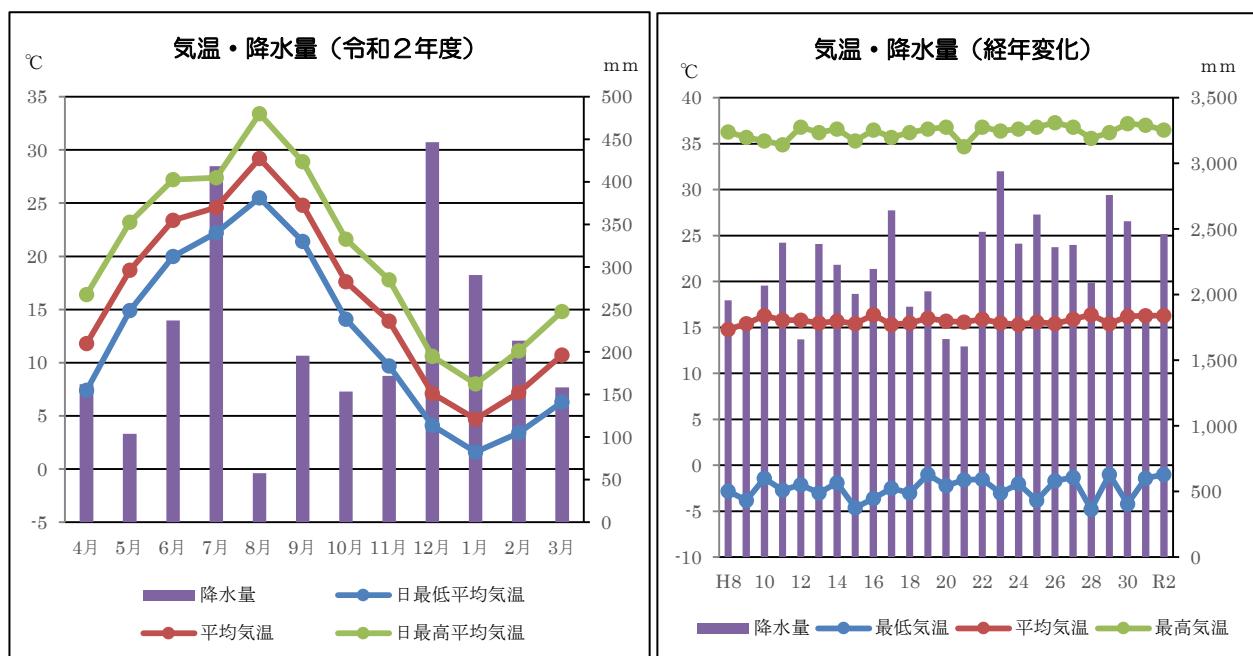
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値	
気温	平均気温(℃)	11.8	18.7	23.4	24.6	29.2	24.8	17.6	13.9	7.1	4.7	7.2	10.7	16.1
	平均気温平年値(℃)	13.4	18.2	22.1	26.3	27.7	23.7	18.1	12.7	7.4	4.7	5.1	8.3	15.6
	日最高平均気温(℃)	16.4	23.2	27.2	27.4	33.4	28.9	21.6	17.8	10.6	8.0	11.1	14.8	20.0
	最高気温平年値(℃)	17.8	22.5	25.8	30.0	31.9	27.7	22.2	16.5	10.7	7.8	8.5	12.3	19.5
	日最低平均気温(℃)	7.4	14.9	20.0	22.2	25.5	21.4	14.1	9.7	4.1	1.6	3.4	6.3	12.6
	最低気温平年値(℃)	9.1	14.1	18.8	23.2	24.5	20.4	14.4	8.9	4.2	1.9	1.8	4.3	12.1
湿度	平均湿度(%)	66	72	75	84	73	76	73	71	80	76	69	71	74

降水量	降水量(m)	162.0	104.0	237.0	418.5	57.5	195.5	153.5	172.0	446.5	290.5	213.5	158.5	2609.0
	降水量平年値(m)	120.4	141.4	144.1	204.0	146.9	204.9	152.6	176.0	316.7	269.5	164.7	144.6	2199.5
	日最大降水量(m)	33.0	51.0	71.5	53.0	16.0	80.0	46.0	33.0	81.0	43.0	67.0	50.5	52.1
風向・風速	平均風速(m/s)	4.6	4.1	3.7	3.5	3.6	3.6	3.4	4.2	3.8	4.2	4.9	4.7	4.0
	最大風速(m/s)	16.6	10.8	11.1	12.5	10.8	15.8	10.6	13.0	15.1	12.8	14.3	16.7	13.3
	最大瞬間風速(m/s)	27.9	17.7	17.6	18.7	17.9	25.3	18.9	18.8	23.0	22.3	21.6	24.5	21.2
	平均風速平年値(m/s)	4.4	4.2	3.7	3.6	3.7	3.6	3.7	4.1	4.4	4.5	4.7	4.6	4.1
	最大風速風向	SSE	S	SSE	SSE	WNW	SSE	N	NNW	NNW	NW	NNW	SSE	
日照時間	日照時間(hr)	167.6	186.5	168.4	55.0	249.2	135.6	136.9	139.5	85.0	77.7	129.6	162.7	1693.7
時間	日照時間平年値	166.3	184.4	139.8	153.1	202.2	147.6	145.1	111.5	72.6	62.6	81.2	131.7	1598.1

資料：福井地方気象台

※平年値… その時々の気象（気温、降水量、日照時間等）や天候（冷夏、暖冬、少雨、多雨等）を評価する基準として利用されると共に、その地点の気候を表す値として用いられる値です。現在は、1991～2020年（平成3年～令和2年）の観測値に基づいた平年値を使用しています。

※年間値…各月の値を足して12で割った値を年間値としています。（降水量、日照時間については、合計値）



(3) 地下水位

敦賀市の東西と南の三方を囲む山地は、水源かん養機能を持ち、河川などを通じて平野部に豊富な地下水を供給しています。敦賀市内を流れる主な河川は、笙の川、木の芽川、黒河川、助高川、井の口川などであり、それぞれ下図のような流れで山地から平野、海域に至ります。地下水は、上水道の水源としてだけではなく、家庭用井戸などを通じ普段の生活の中で身近に利用されています。

敦賀市では、地下水の汚染や塩水化を防ぐため、別章で紹介する水質調査とあわせ、市内の観測井戸における地下水位の測定を行っています。また、水道水源保護条例に基づく水道水源保護審議会及び地下水利用のあり方を検討する水環境整備懇談会を毎年開催し、市民生活を支える貴重な資源である地下水の保全に取り組んでいます。



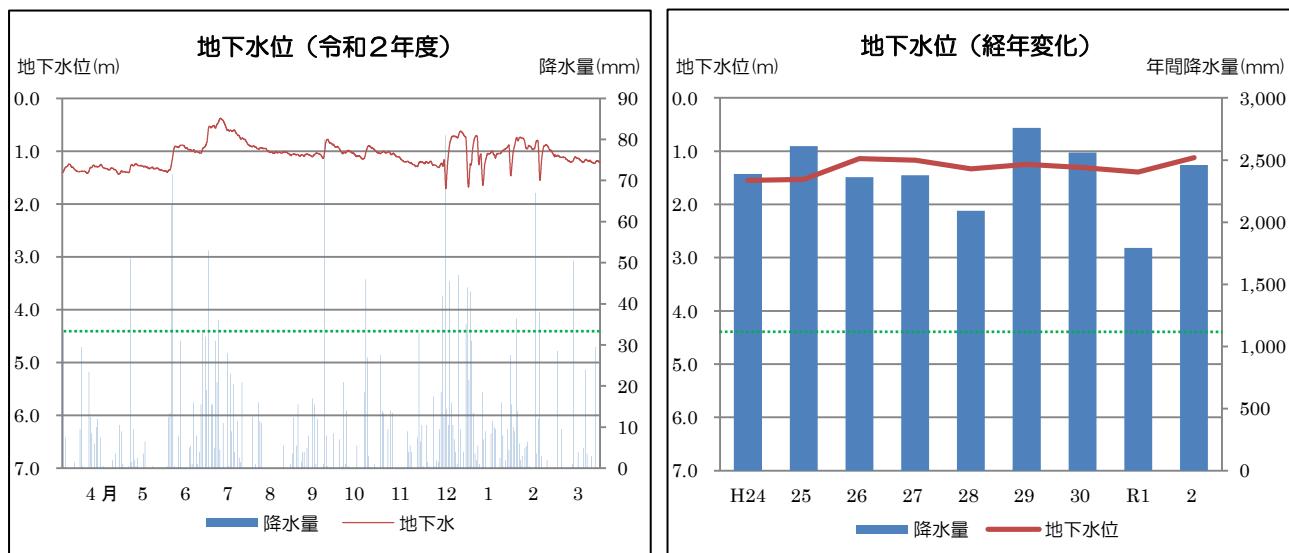
No.	測定地点
①	敦賀南小学校
②	プラザ萬象
③	中郷小学校
④	栗野南小学校
⑤	松原小学校

■地下水位の観測

地下水位の低下は、海水が陸地内に侵入することにより塩水化を引き起こす恐れがあります。塩水化は、地下水が飲用できなくなったり、農作物の生育に支障をきたしたりするなど、市民生活に多大な影響を及ぼします。大手事業場の事業活動による地下水利用や、冬期に各家庭や事業所において地下水を利用する消雪設備の稼働が増加することが地下水位低下の主な原因と考えられていますが、一度塩水化が起ると、元の状態に回復するまでに非常に長い年月を要することになるため、未然防止を図ることが重要です。

令和2年度は、市内5ヶ所の観測井戸において、地下水位を測定しました。また、降雪時には、消雪設備稼働の自粛を呼びかけるなど、地下水の節約に関する啓発活動を行っています。実際に地下水位の低下が一定の基準を超える場合には、地下水位低下注意報及び警報を発令し、注意喚起を行っています。

令和元年度は、まとまった降雪がなく、消雪のための地下水利用が少なかったため、地下水位が海平面（海拔0m）を下回る時はありませんでした。すべての期間を通して、地下水位は海平面を上回っています。



※上図は、南小学校（海拔4.4m）の観測井戸における地下水位の測定結果です。緑色の点線は、海平面の高さを表しています。

■水道水源保護条例と水道水源保護審議会

水道水源保護条例は、敦賀市の上水道の水源である地下水の水質汚濁を防止し、安全で良質な水を将来にわたって保全するため、平成13年度に制定された条例です。この条例では、地下水を守る上で特に重要な地域を水源保護地域と定め、地域内にある事業場の事業活動に起因する排水等について独自の基準を設けて規制を行っています。

敦賀市では、上記の目的を達成するため、条例により水道水源保護審議会を設置し、水源保護地域における水源の保護に関する重要な事項について調査・審議を行っています。令和2年度は、審議会を1回開催し、水道保護地域における事業の事業活動に関する届出の審査及び審議を行いました。

■水環境整備懇談会

水環境整備懇談会は、地下水位の低下による地下水の塩水化を防止するため、大口の事業場による地下水の揚水量規制をはじめとした地下水利用の在り方を調査・研究する目的で設置されたものです。

令和2年度は、書面による水環境保全会議を1回開催しました。大口の事業者から地下水の揚水量や節水対策についての報告や行政関係部署から取組みについて説明がありました。また、懇談会からは、地下水資源の保全のため、今後も事業場等による地下水の揚水量等について正確に把握し、節水についてより積極的な啓発を行うとともに、水源涵養施策について引き続き調査研究することと報告がありました。

(4) 野生鳥獣害

野生鳥獣による農作物被害は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザルなどによるものです。その有害鳥獣に対して、農地に入らないように柵で囲む「防護対策」、有害鳥獣を寄せ付けない環境を作る「すみわけ対策」、適切な捕獲を行う「捕獲対策」の3つの対策に取り組んでいます。そのほか、広報誌による情報提供や、防除活動の普及啓発のための研修会を開催しています。

敦賀市における有害鳥獣の被害については、平成22年度の被害面積が最も大きく、捕獲頭数も初めて1,000頭を超えるました。捕獲および侵入防止柵の整備を推進した結果、令和2年度は1,851頭を捕獲しましたが、農作物への被害は依然として発生しており、今後も継続した対策が必要となっています。



種類	捕獲頭数
イノシシ	382
ニホンジカ	1,302
ハクビシン	80
ニホンザル	85
アライグマ	2
合計	1,851

2 社会環境

(1) 都市公園

都市公園の開設状況は、令和2年度末現在、40箇所144.90haとなっています。

また、平成24年度から「地域の住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱」を制定し、市と地域の住民団体との間で公園等の自主管理協定を締結し、公園等の良好な環境の保全と地域コミュニティの向上を目的とした地域による維持管理を進めております。令和元年度末において、協定に基づく管理がされている都市公園は、大島公園（元町）、昭和第1公園（昭和町）、境公園（栄新町）となっています。

種類	箇所数	面積 (ha)	備考 ※()内の数字は面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	31	蓬莱公園(0.18)、大島公園(0.22)、旭公園(0.25)、本町第1公園(0.13)、本町第2公園(0.18)、本町第3公園(0.23)、津内公園(0.18)、清水第1公園(0.22)、清水第2公園(0.25)、舞崎第1公園(0.16)、舞崎第2公園(0.14)、三島公園(0.11)、昭和第1公園(0.74)、昭和第2公園(0.21)、昭和第3公園(0.24)、和久野第1公園(0.23)、和久野第2公園(0.26)、和久野中央公園(0.74)、境公園(0.05)、筋生野公園(0.11)、松島第1公園(0.13)、松島第2公園(0.19)、松島第4公園(0.23)、松島第6公園(0.14)、東洋公園(0.06)、三島第2公園(0.12)、西ノ森公園(0.25)、山泉公園(0.27)、粟野南第1公園(0.10)、牛丸公園(0.18)、石蔵公園(0.12)
	近隣公園	3	8.20 桜ヶ谷公園(4.30)、岡山公園(2.30)、松島中央公園(1.60)
	小計	34	14.82
都市基幹公園	総合公園	2	96.20 金ヶ崎公園(59.00)、松原公園(37.20)
	運動公園	1	32.70 敦賀市総合運動公園(32.70)
	小計	3	128.90
都市緑地	1	0.98	津内緑地(0.98)
広場公園	2	0.20	神宮前広場(0.08)、白銀広場(0.12)
合計	40	144.90	

(2) 文化財

文化財の指定件数は、国指定が20件、県指定が29件、市指定が148件の計197件となっています。また、国の登録文化財として、18件が登録されています。（令和3年3月31日現在）

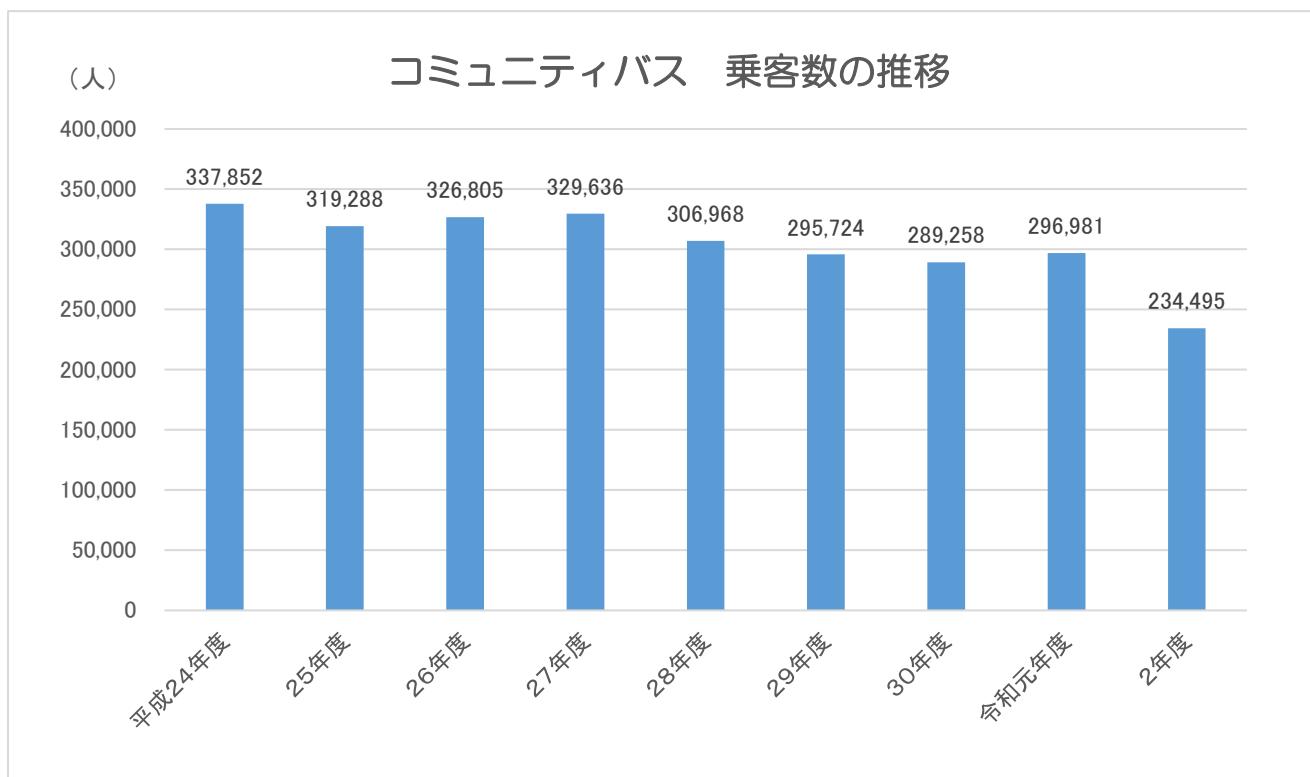
指定区分	分類	件数	内容
国指定文化財	国宝	1	工芸品 1
	重要文化財	10	絵画 3、工芸品 1、書跡・典籍・古文書 3、建造物 3
	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財 1
	記念物	8	史跡 4 (古墳 1・城跡 2・その他 1)、名勝 4 (庭園 2・景勝地 2)
県指定文化財	有形文化財	15	絵画 3、彫刻 3、工芸品 4、書跡・典籍・古文書 1、考古資料 1、建造物 3
	民俗文化財	7	有形民俗文化財 1、無形民俗文化財 6
	記念物	7	史跡 4 (古墳 2・城跡 1・その他 1)、天然記念物 3 (植物 3)
市指定文化財	有形文化財	104	絵画 27、彫刻 10、工芸品 13、書跡・典籍・古文書 12、考古資料 4、歴史資料 32、建造物 6
	民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	記念物	40	史跡 7 (古墳 2・その他 5)、名勝 3 (庭園 1・景勝地 2)、天然記念物 30 (植物 30)
国登録文化財	有形文化財	18	建造物 18

(3) 公共交通

コミュニティバスは、お年寄りや学生など自らの交通手段を持たない交通弱者に対し、市街地や医療機関、交通施設への外出機会を提供するとともに、通勤・通学者の足の確保や中心市街地の活性化を図ることなどを目的に運行されています。

自動車利用の増加や人口減少により、全国的に路線バスの利用者は減少しており、本市でも利用者が徐々に減少するなか、将来にわたって持続性のあるバス交通を実現するため、平成29年2月に「コミュニティバス再編計画」を策定し、「バス利用状況を考慮した効率的で利便性の高い運行の実現」、「山間部路線における新しい運行（デマンド運行）の導入」、「誰もが気軽に利用できるバス利用の促進」の3つの基本方針のもと、平成29年10月からの試験運行を経て平成30年11月から本格運行を実施しました。

令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響を受け乗客数は大きく減少しました。



3 生活環境

(1) 大気

敦賀市には、大気汚染の状況を常時監視するため、福井県が敦賀（松栄町）、和久野（新和町2丁目）の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局（古田刈）を設置しており、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの汚染物質の監視・測定を行っています。

令和2年度は、工場排煙や自動車の排気ガスに起因する光化学オキシダントについて、国が定める環境基準を超過する結果となりました（短期基準において超過）。その他の項目については、全て環境基準を満足しています。

■二酸化硫黄 (SO₂)

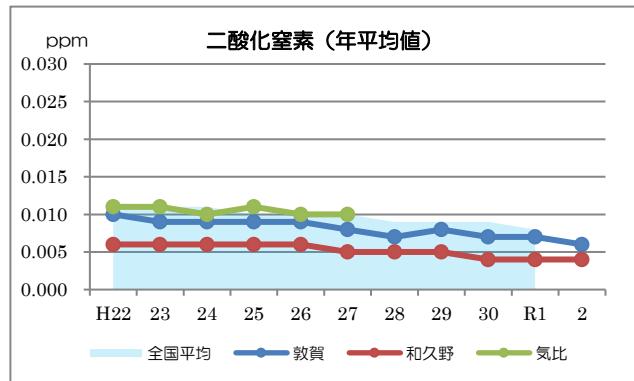
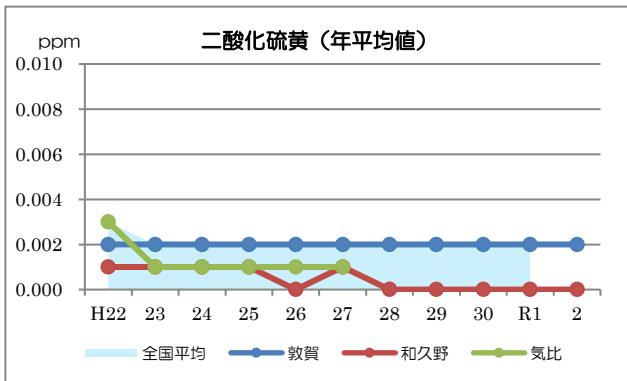
二酸化硫黄は、硫黄分を含んだ化石燃料の燃焼により発生します。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になります。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.002	0.025	○
和久野	0.000	0.015	○

■二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼によって生じ、主にボイラーや自動車から排出されます。呼吸器系に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグの原因物質になります。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.006	0.036	○
和久野	0.004	0.027	○



■一酸化炭素 (CO)

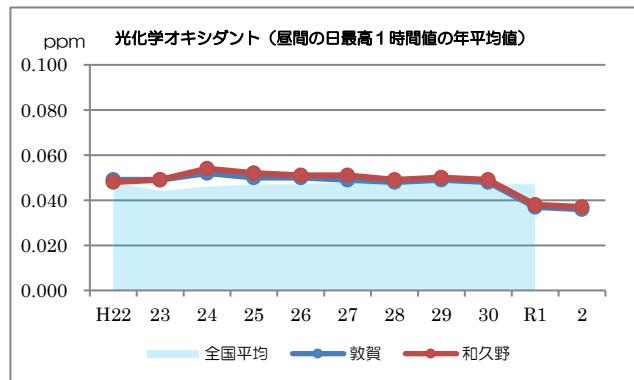
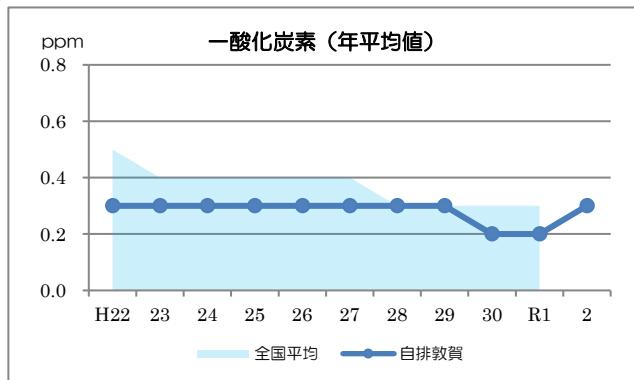
一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により発生し、主に自動車から排出されます。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなどして人体に悪影響を及ぼします。

■光化学オキシダント (OX)

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物などが太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こすことで生成するオゾン等の酸化性物質のうち、二酸化炭素を除いたもので、光化学スモッグの状態を示す指標として用いられます。濃度が高くなると目、喉などの粘膜に悪影響を及ぼします。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
自排敦賀	0.3	0.7	○

測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	環境基準達成状況
敦賀	0.036	43	×
和久野	0.037	49	×



■浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する直径 $10 \mu\text{m}$ 以下の物質のことです。黄砂などによって濃度が高くなることがあります。気道や肺胞に付着して呼吸器系に悪影響を及ぼします。

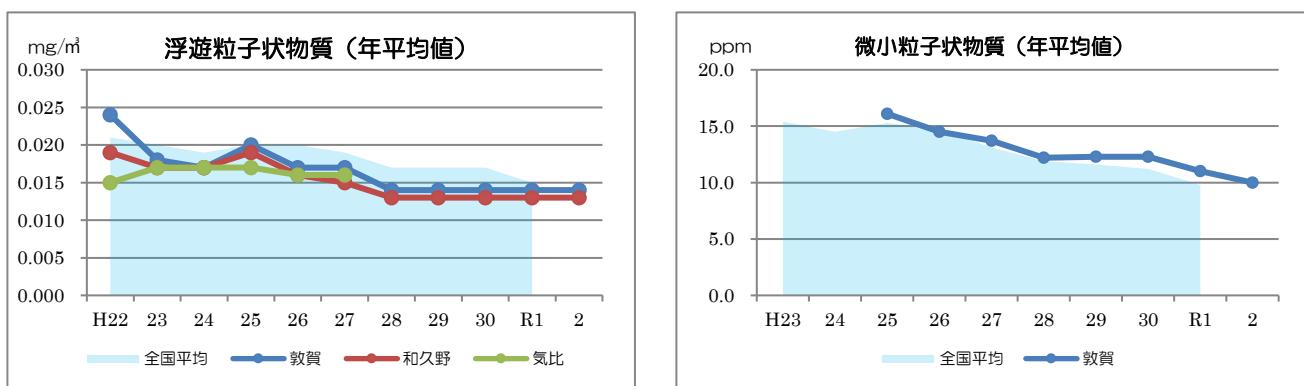
■微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、前述の大気中の浮遊粒子状物質のうち、直径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下のもので、中国の大気汚染による越境汚染が原因と考えられています。粒子が小さいため、人体に入り込みやすく、呼吸器系や循環器系に悪影響を及ぼします。

敦賀市における微小粒子状物質の測定は、平成 25 年度から開始されました。

測定局	年平均値 (mg/m^3)	1時間値の最高値 (mg/m^3)	環境基準達成状況
敦賀	0.014	0.156	○
和久野	0.013	0.126	○

測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準達成状況
敦賀	10.0	○



■浮遊粉じん

大気中の浮遊物質のうち、人体に悪影響を及ぼす恐れのある重金属成分などの17物質について、松原公民館ベランダで測定を行っています。

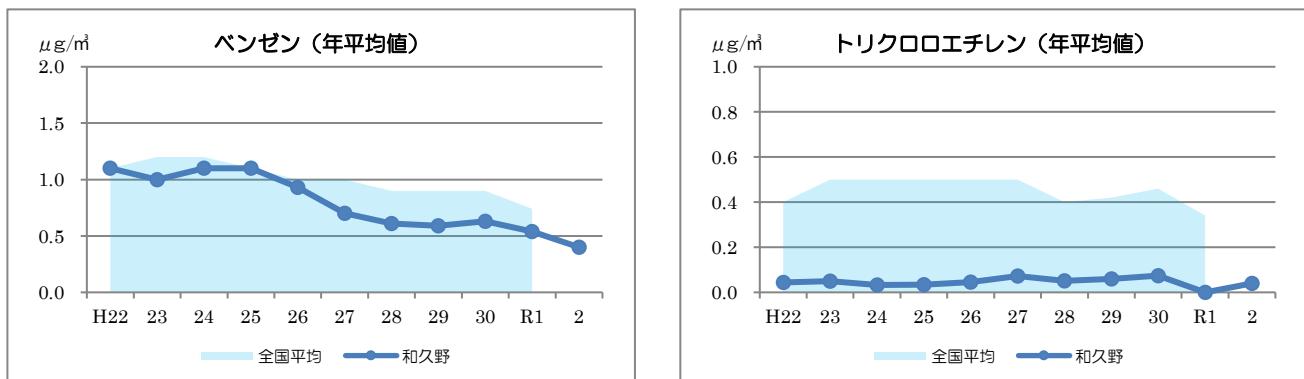
測定項目	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	測定項目	測定値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
硫酸イオン	2.5	鉄	0.05
硝酸イオン	0.80	マンガン	0.002
塩化物イオン	0.30	亜鉛	<0.001
アンモニウムイオン	<0.10	銅	0.018
バナジウム	0.001	ニッケル	0.002
ナトリウム	1.3	カドミウム	<0.001
カリウム	0.10	鉛	<0.005
カルシウム	0.64	アルミニウム	0.12
マグネシウム	0.14		

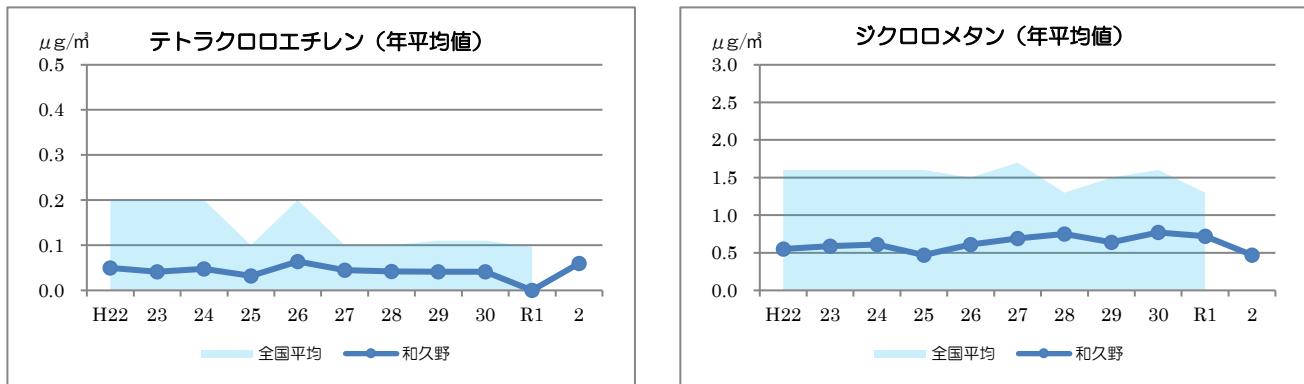
■有害大気汚染物質

福井県が測定を行っている有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているのは以下の4物質であり、これらは「揮発性有機化合物」と呼ばれています。燃料や溶媒として家庭生活や事業活動で広く利用されていますが、常温でも蒸発しやすく、めまいや吐き気、アレルギーに似た症状を引き起こすなど、人体に悪影響を及ぼすと考えられています。

物質名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準達成状況
ベンゼン	0.40	○
トリクロロエチレン	(0.04)	○
テトラクロロエチレン	(0.06)	○
ジクロロメタン	0.72	○

※和久野局で測定





(2) 水質

福井県及び敦賀市は、水質汚濁の状況を常時監視するため、市内の主要河川である笙の川水系及び井の口川水系の6地点で水質調査を行っているほか、定期的に前述以外の河川、海域及び地下水の水質調査を実施しています。

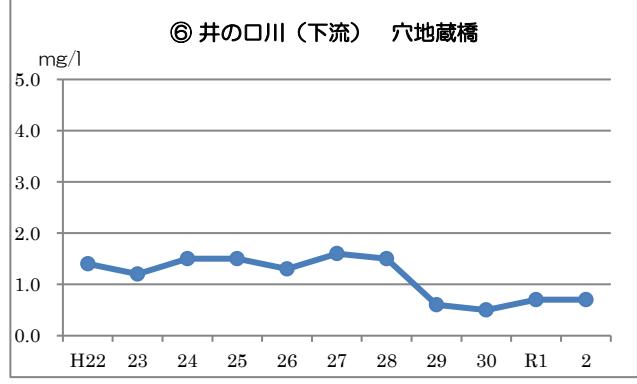
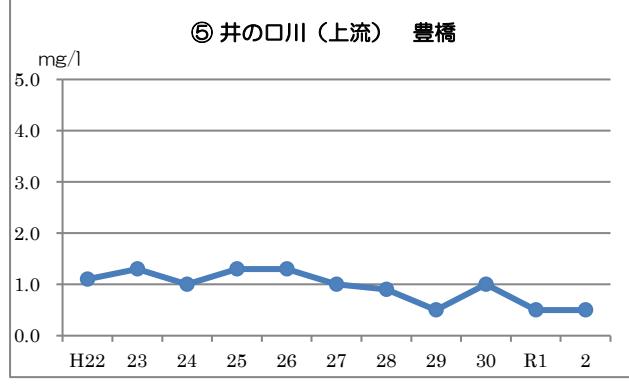
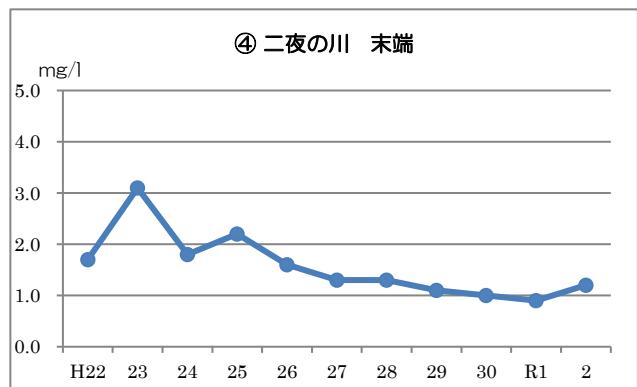
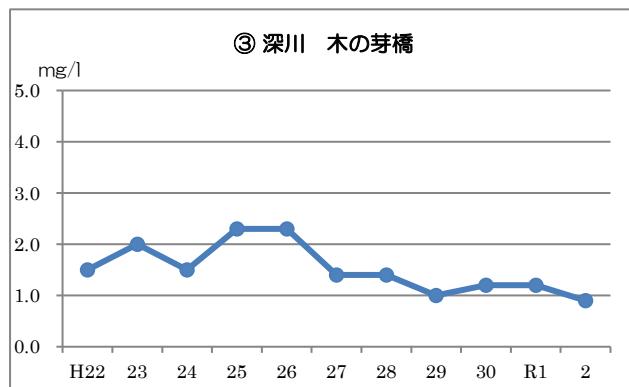
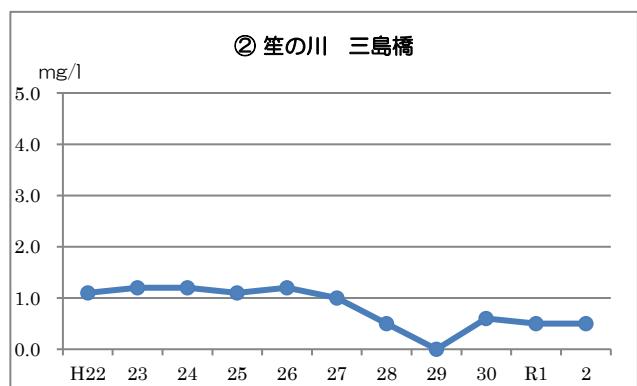
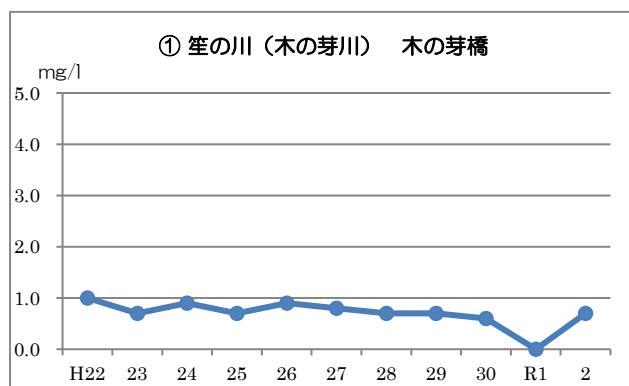
■河川（生物化学的酸素要求量（BOD））

生物化学的酸素要求量は、水中の微生物が有機物を分解する過程で消費される酸素の量のことです。河川の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示しています。各家庭からの雑排水や有機物を含む工場排水が流れ込むことが河川の水質汚濁の主な原因と考えられます。

令和2年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しています。

No.	水域の名称	調査地点	BOD75%値(mg/L)	環境基準達成状況
①	笙の川	(木の芽川) 木の芽橋	0.7	○
②		三島橋	0.5	○
③	深川	木の芽橋	0.9	○
④	二夜の川	末端	1.2	○
⑤	井の口川（上流）	豊橋	0.5	○
⑥	井の口川（下流）	穴地蔵橋	0.7	○

※75%値とは、データを値の小さいものから順に並べて $(0.75 \times n)$ 番目の値のことです。nは対象となるデータの総数を表します。水質調査は年6回実施しているので、4番目に小さい値が75%値となります。



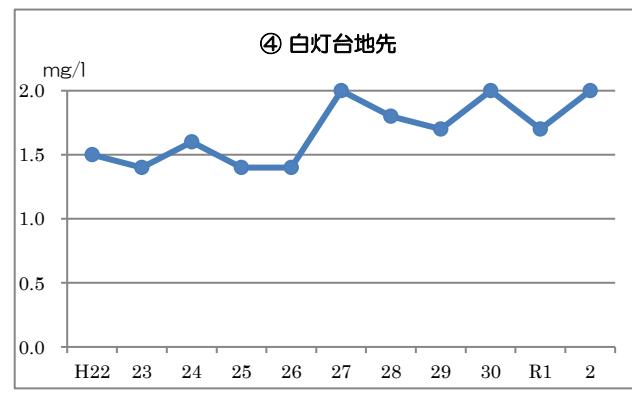
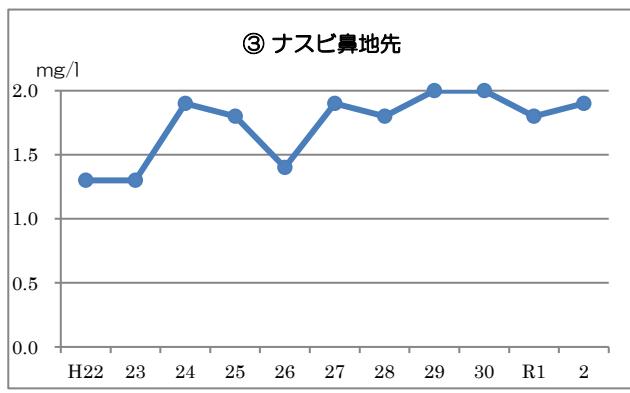
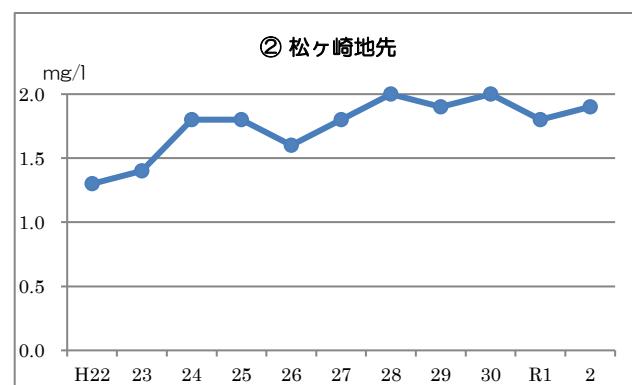
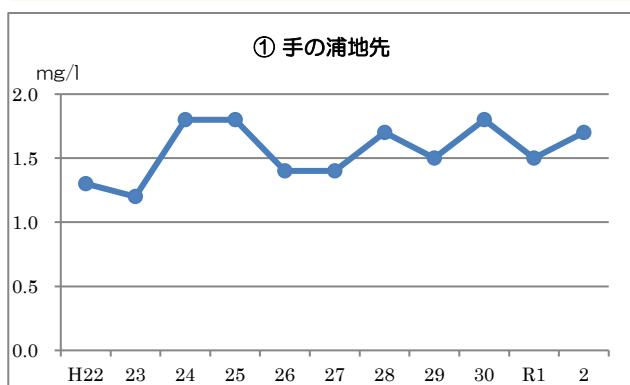
■海域（化学的酸素要求量（COD））

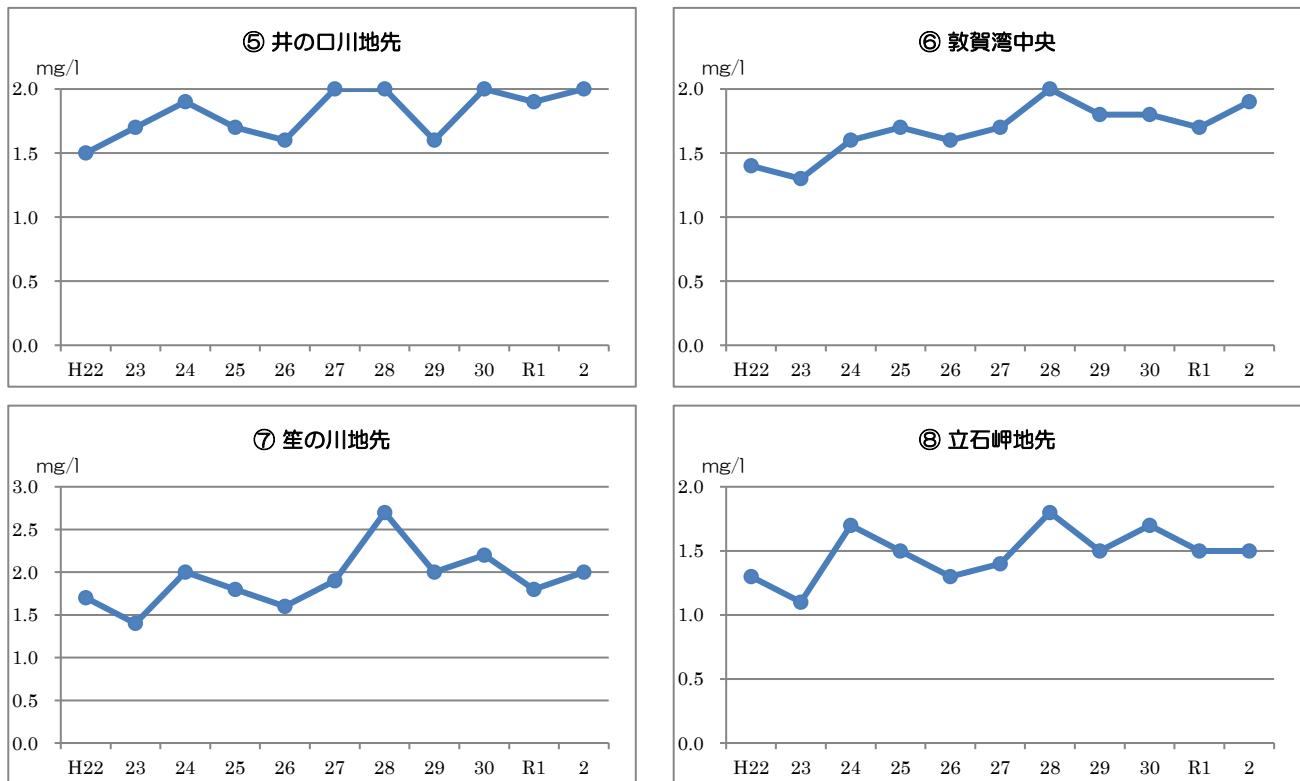
化学的酸素要求量は、水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化する過程で消費される酸素の量のことです。湖沼や海域の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示しています。家庭排水や工場排水、し尿などの流入が湖沼や海域の水質汚濁の主な原因と考えられます。

令和2年度は、全ての調査地点で環境基準を満足しています。



No.	調査地点	COD75%値 (mg/L)	環境基準 達成状況
①	手の浦地先	1.7	○
②	松ヶ崎地先	1.9	○
③	ナスピ鼻地先	1.9	○
④	白灯台地先	2.0	○
⑤	井の口川地先	2.0	○
⑥	敦賀湾中央	1.9	○
⑦	笙の川地先	2.0	○
⑧	立石岬地先	1.5	○





■地下水質

地下水は、上水道の水源としてだけではなく、家庭用井戸を通じて身近に利用されており、その保全は市民生活に必要不可欠なものです。地下水は流れが遅く、一度汚染されると、その影響が長期間に渡り継続し、回復までに多くの時間と費用を要することになるため、未然に汚染防止対策を行うことが重要です。

福井県及び敦賀市は、市内の家庭用井戸や事業所井戸で定期的に地下水の水質調査を行っています。調査項目は、カドミウムなど環境基準が定められている項目及びクロロホルムなど指針値が定められている要監視項目（環境基準は定められていないが、生活環境上、監視が必要な項目）となっています。

令和2年度は、合計16地点で調査を行い、全ての調査地点において環境基準を満足しており、指針値を下回っています。

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、強い発がん性を持ち、生殖機能障害や悪性腫瘍などの健康被害を引き起こすとされ、外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）のひとつに数えられる化学物質です。ごみの焼却が発生の主な原因と考えられています。

福井県及び敦賀市は、大気、河川、海域、地下水及び土壤に含まれるダイオキシン類について測定・調査を行っています。

令和2年度は、全ての測定地点において環境基準を満足しています。

■大気

測定地点	測定値（年平均値） (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)	環境基準達成状況
松原公民館	0.01	0.6	○

■河川

水域の名称	測定地点	測定値		環境基準		環境基準達成状況	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	水質	底質
笙の川	三島橋	0.052	0.088	1.0	150	○	○
//	//	0.54	-			○	-
深川	JR 鉄橋下	0.12	-			○	-
井の口川	豊橋	0.19	-			○	-
五位川	追分橋	0.16	-			○	-

※底質とは、川底や海底などの表層部に堆積している砂などのことです。

■地下水

測定地点	測定値 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	環境基準達成状況
樺曲	0.042	1.0	○
櫛川	0.049		○

（4）樺曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査

樺曲地区民間廃棄物最終処分場は、昭和62年から民間事業者が運営していましたが、福井県の許可なく処分場を増設し、当初許可されていた量をはるかに超える廃棄物を搬入するなどしたため、平成12年に処分場へのごみの搬入中止の行政指導が行われました。

福井県及び敦賀市は、処分場からの浸出水が適正処理されないまま周辺の河川に流出していることから、事業者に対策を行うよう措置命令を出しましたが、早急な対応が行われませんでした。このことから、抜本的な対策事業を代執行し、処分場周辺の環境保全を図ってきました。当初、河川からは浸出水に起因するビスフェノールAなどの化学物質が高い濃度で検出されていましたが、前述の対策により水質は改善しています。

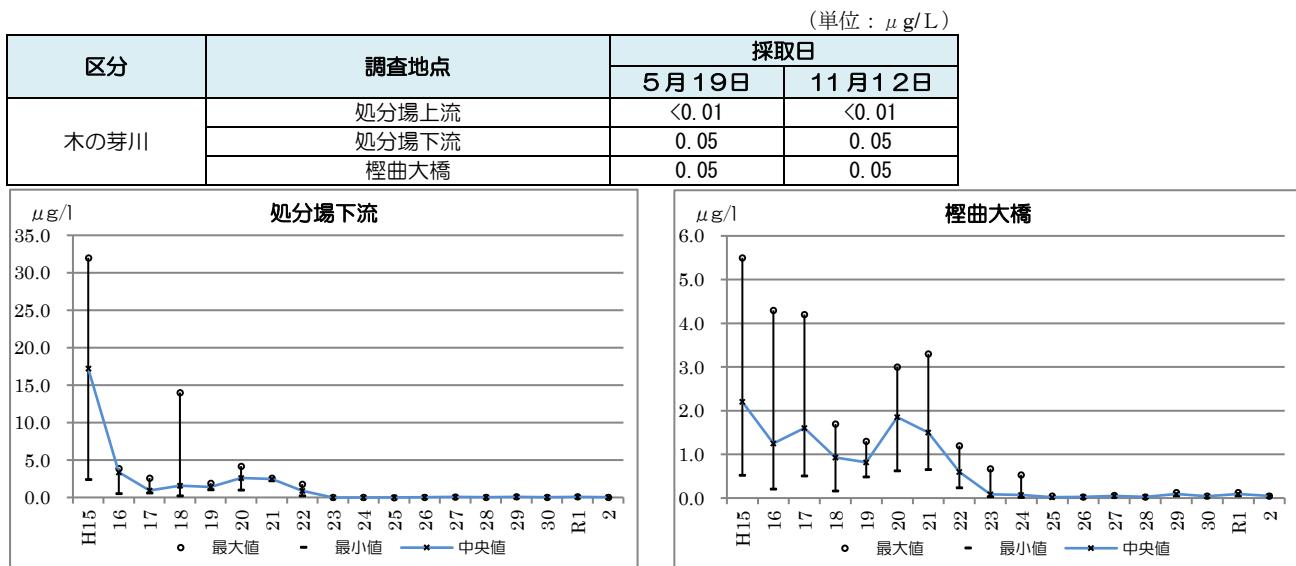
福井県及び敦賀市は、継続的に樺曲地区民間廃棄物最終処分場周辺の河川及び地下水の水質調査を行っています。

■ビスフェノールA

ビスフェノールAは、ダイオキシン類と同じく、生殖機能障害などの健康被害を引き起こす疑いがあるとされ、環境ホルモンのひとつに数えられる化学物質です。樺曲地区民間廃棄物最終処分場から木の芽川にビスフェノールAが流出していることが判明したため、それ以降、継続的に調査を行っています。な

お、ビスフェノールAには、環境基準は設定されていません。

令和2年度は、処分場上流においてビスフェノールAは未検出、処分場下流では検出されていますが、微量にとどまっています。



※中央値とは、データを小さいものから並べて、中央に位置する値のことです。例えば、データの総数が5個の場合、3個目のデータが中央値に、6個の場合、3個目と4個目のデータの和を2で割ったものが中央値になります。

(5) 騒音・振動

敦賀市は、毎年、騒音の測定・調査を行っています。令和2年度は国道及び県道での自動車騒音の調査を行いました。

■一般地域の騒音調査結果

一般地域の騒音の調査を行いました。測定値は2地点とも環境基準を満たしていました。

※資料編 P64 参照

測定地点	区分	測定値(dB)	環境基準(dB)	環境基準達成状況
①小河口 南側	昼間	66	70	○
②小河口 北側	昼間	68	70	○

■自動車騒音常時監視結果

① 自動車騒音の測定結果

路線名	測定地点	測定値(dB)		環境基準(dB)		環境基準達成状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般県道敦賀美浜線（津内町～野神）	吳羽町	63	58	70	65	○	○

② 道路に面する地域における評価

幹線名 (評価区間)	評価区間 区分	昼間の達成戸数		夜間の達成戸数		昼・夜間の達成戸数	
		戸	%	戸	%	戸	%
主要地方道 佐田竹波敦賀線 (津内町～白銀町)	近接空間	36	100	36	100	36	100
	非近接空間	9	100	9	100	9	100
	計	27	100	27	100	27	100

※この評価は、測定地点における数値を元に、道路の周辺地域における騒音の程度を算出し、環境基準の達成状況を基準として判定したものであります。

(6) 悪臭

敦賀市は、事業所の事業活動による悪臭が懸念される地域周辺で悪臭の測定・調査を行っています。令和2年度は、全ての測定地点で規制基準値（参考値）を満足しています。

■臭気指数

測定地点	測定値	参考値 (福井県公害防止条例)	規制基準達成状況
沓見	<10	18	○
永大町	<10		○
吳羽町	<10		○
若泉町	<10		○
泉	<10		○

※上記の測定地点周辺には、福井県公害防止条例で悪臭の規制基準値が設定されている施設（家畜飼養施設、ふん尿処理施設等）が存在しないため、条例の基準値を参考値として用いています。

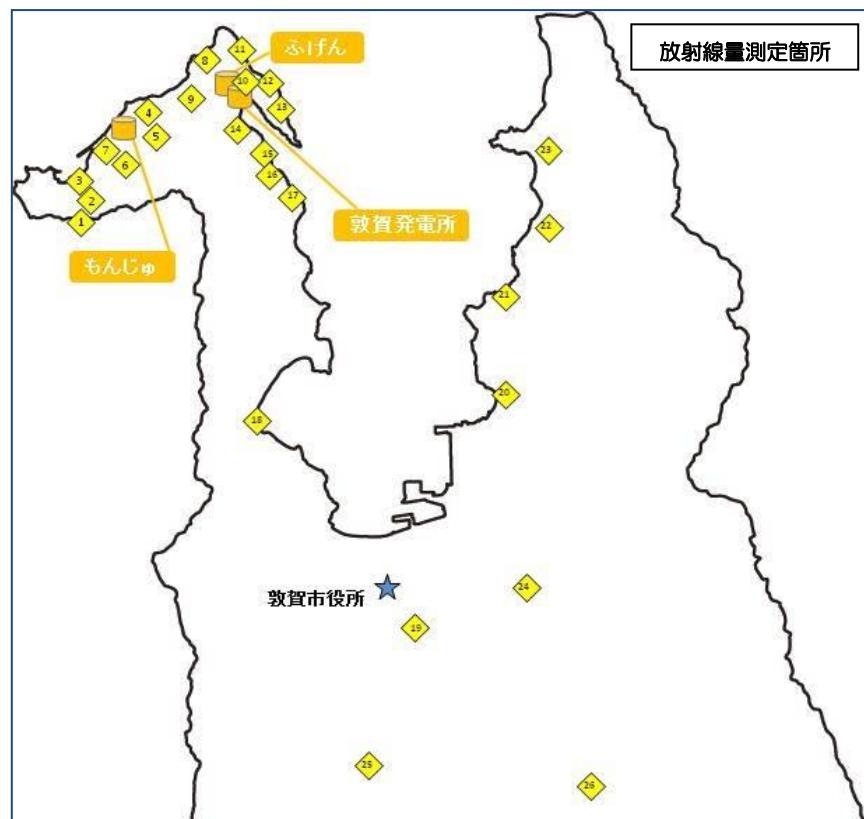
(7) 放射性物質

市内の放射線量は、福井県原子力環境監視センターや各事業所が常時監視しています。

令和2年度では、発電所からの放射性物質の放出に起因する線量率の上昇は観測されませんでした。

■放射線量の値について

自然環境（土中や大気中）には天然の放射性物質が含まれ、常に放射線を出しています。天然放射性物質の量は地域の地質によって異なるため、放射線量は観測地点により違いがあります。また、降雨などの気象条件によっても変動するため、福井県では概ね 20～150nSv/h の範囲で変動するとしています。



また、下表で用いる Gy (グレイ) は物質が放射線を受けて吸収したエネルギーの量を表す単位で、数値はおよそ Sv (シーベルト) と同程度に換算することができます。 $(1nGy=0.000000001Gy)$

■月間平均線量率

線量率単位:nGy/h(1時間毎の値)

観測地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	白木峠 A	63.2	63.4	64.6	63.3	64.0	66.0	64.3	65.4	66.5	63.2	63.6	63.5
2	白木 A (白木公民館)	65.9	66.5	67.9	67.4	67.8	68.7	67.2	67.9	68.7	65.9	65.4	65.8
3	松ヶ崎 D	63.9	64.3	65.3	64.7	64.6	65.4	64.5	65.2	66.6	65.1	64.7	64.6
4	白木1D (もんじゅ北東)	65.5	65.4	66.5	63.5	66.1	69.5	69.4	69.5	69.5	64.9	68.6	69.0
5	白木2D (もんじゅ東南東)	37.9	38.1	39.5	38.6	38.0	40.9	40.1	40.4	41.3	37.8	38.0	38.2
6	白木3D (もんじゅ南南東)	53.7	53.5	54.7	52.7	53.7	56.3	55.2	55.9	56.6	52.5	53.3	53.7
7	白木4D (もんじゅ南西)	45.7	46.5	47.9	46.0	46.4	49.0	47.8	48.1	48.3	45.6	45.9	46.1
8	ふげん北 D	59.5	59.9	61.4	59.8	61.4	63.5	63.2	62.9	63.4	61.5	60.2	60.3
9	ふげん西 D	35.5	35.9	37.4	36.9	36.6	38.3	37.4	37.8	38.0	36.5	35.6	35.9
10	立石山頂 B	71.9	73.0	74.4	72.0	73.8	75.9	74.8	75.2	75.0	72.5	72.1	72.4
11	立石 A (八坂神社)	57.6	58.7	59.1	58.2	58.9	59.8	59.6	59.6	59.5	57.8	57.3	57.7

12	立石B (集落入口)	84.6	88.8	90.2	88.2	89.0	92.4	91.1	87.7	87.1	85.1	84.7	84.7
13	猪ヶ池B	75.5	76.0	77.9	76.4	77.4	79.3	77.6	78.3	78.9	76.7	76.2	76.2
14	水産試験場裏B	75.5	77.0	78.8	76.5	79.1	80.3	78.4	78.3	77.7	75.3	75.5	75.8
15	浦底A (明神窓下)	56.8	57.3	58.4	58.1	58.2	59.2	58.5	59.0	59.1	56.9	56.3	56.6
16	浦底B (剣神社西)	73.2	73.8	75.0	74.7	74.1	75.5	74.7	75.7	76.6	73.1	73.7	73.9
17	色ヶ浜B	77.5	78.1	79.2	79.0	78.6	79.3	78.6	79.6	80.7	78.0	78.5	78.2
18	縄間D	72.7	72.8	74.1	74.5	74.6	75.0	73.5	74.3	74.5	69.0	71.3	72.1
19	敦賀A (合同庁舎前)	60.6	61.4	62.6	63.0	61.7	61.9	62.0	63.1	64.6	61.1	61.0	60.9
20	赤崎D	48.2	48.3	49.6	49.6	48.3	48.9	48.5	49.6	50.5	47.2	48.7	48.6
21	五幡B	45.8	46.0	47.0	47.1	45.8	46.3	46.1	47.3	48.9	47.7	47.6	47.2
22	阿曽D	46.5	46.8	48.1	47.9	46.8	47.8	47.3	48.2	49.3	46.8	47.5	47.1
23	杉津B	49.2	49.6	51.0	49.4	49.1	51.4	51.0	52.1	54.8	52.1	51.9	51.8
24	東郷A (咸新小)	61.8	62.0	63.1	62.6	62.4	62.2	61.9	63.1	62.5	56.7	60.9	61.2
25	粟野A (黒河小)	65.8	63.1	66.2	66.4	66.6	67.4	67.3	68.4	66.8	60.6	65.5	66.4
26	疋田A (愛発公民館)	83.8	84.1	85.9	84.2	85.9	84.8	84.0	85.1	75.4	64.7	81.2	83.4

※観測地点の添字（A、B、C、D）は観測担当機関を表します。

A：福井県、B：日本原子力発電株式会社、C：関西電力株式会社、D：日本原子力研究開発機構

（8）公害苦情

公害と言われるものは、これまでの産業型公害だけでなく、野外焼却や犬・猫の糞の不始末、空き地の草や空き家の放置など非常に身近な生活型公害にまで及ぶことから、工場などの事業者だけでなく、市民自身も公害の原因者となり得ます。

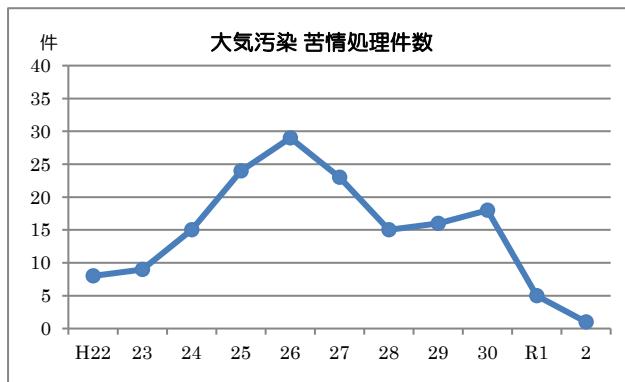
■典型7公害苦情

環境基本法では、公害を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と規定しています。

公害苦情として寄せられる苦情の多くは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法などの法令等の規制対象に該当するものではなく、どの業種にも属さない、身近な生活型公害です。生活型公害の多くは家庭生活に起因しているため、近隣に対する配慮の意識を持つとともに、地域ぐるみで対策に取り組んでいくことで解決する事例が多く見られます。

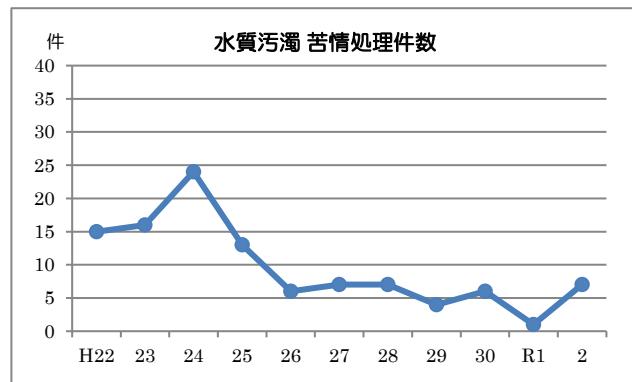
■大気汚染

大気汚染の主なものは、田畠で行われる野焼きによる煙害等です。自動車の排気ガスや農薬の空中散布等に関する苦情もこの部類に入りますが、敦賀市ではほとんどありません。



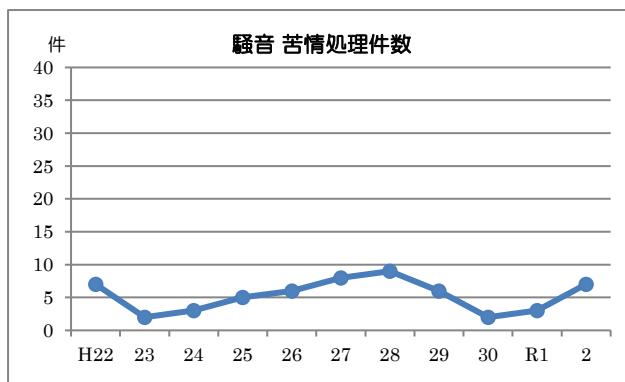
■水質汚濁

水質汚濁の主なものは、降雨後や田植えの時の河川のにごり、河川への油流入や魚類のへい死等です。これらは、原因不明であることが多く、油や魚類の除去をする等の対応を行っています。



■騒音

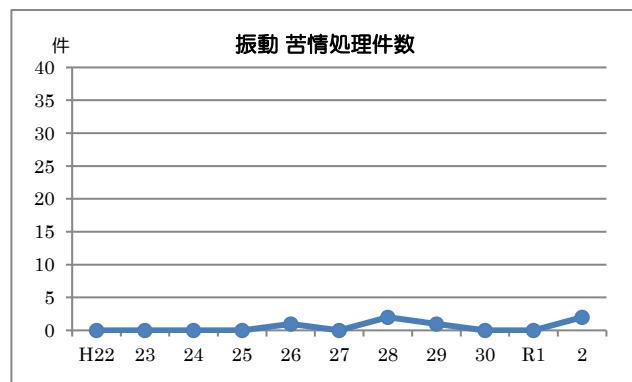
騒音苦情の主なものは、解体工事・建設工事等の重機音です。騒音苦情は、振動苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■振動

振動の主なものは、解体工事・建設工事等の重機による振動です。

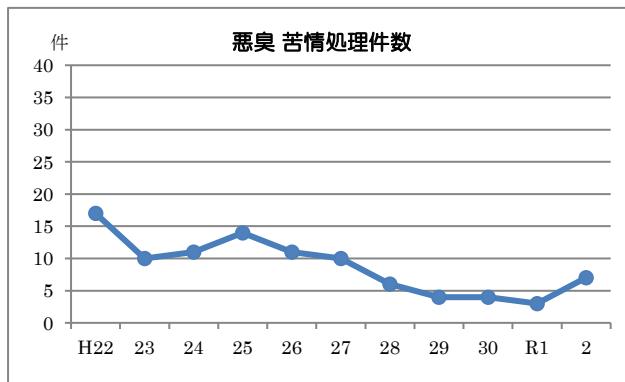
振動苦情は、騒音苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■悪臭

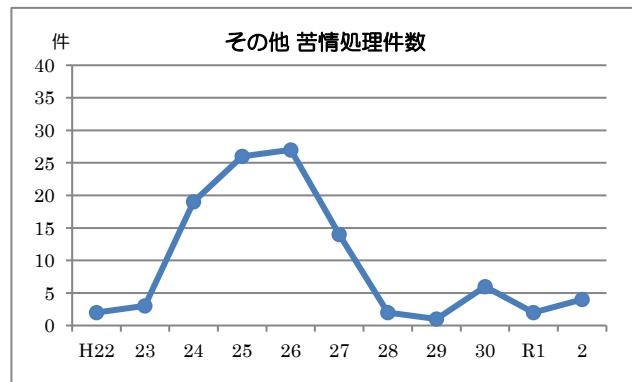
悪臭苦情の主なものは、野焼きによる煙臭、浄化槽・下水の異臭等です。

悪臭苦情は、騒音苦情・振動苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。



■その他

その他苦情の主なものは、スズメバチの発生、野良猫の糞尿等についてです。

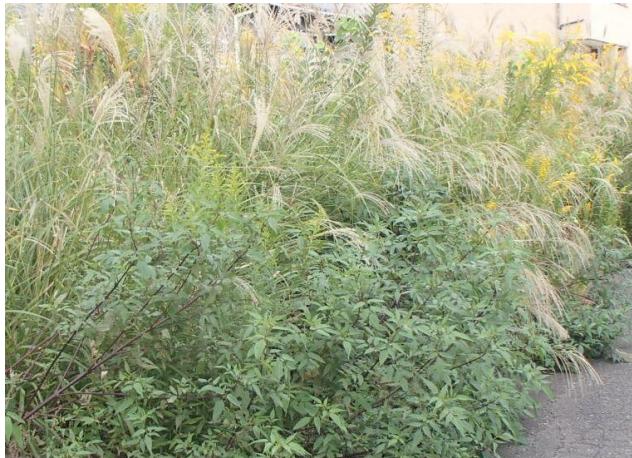


■公害苦情処理件数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大気汚染	8	9	15	24	29	23	15	16	18	5	1
水質汚濁	15	16	24	13	7	7	7	4	6	1	7
土壤汚染	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
騒音	7	2	3	5	6	8	9	6	2	3	7
振動	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	17	10	11	14	11	10	5	4	4	3	7
その他	2	3	19	26	27	14	2	1	6	2	4
合 計	49	40	72	82	81	62	41	32	36	14	28

■草刈り苦情

典型 7 公害苦情以外の苦情としては、空き地、空き家の草刈りに関する苦情が多く寄せられます。敦賀市では、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、雑草等が繁茂して不衛生な空き地の土地所有者または土地管理者を調査して、適切な管理を行うよう指導しています。



管理不良状態の空き地

(9) 廃棄物（不法投棄）

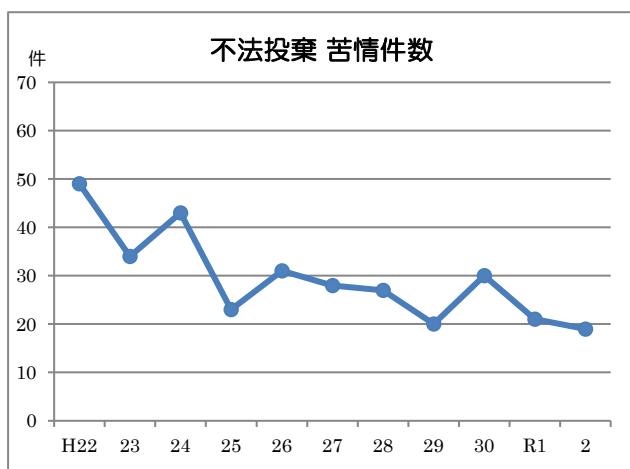
敦賀市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、廃棄物の減量・資源化、廃棄物処理業の許認可及び指導、不法投棄対策等、様々な施策を実施しています。

令和 2 年度の不法投棄に関する苦情件数は 19 件であり、平成 21 年度の 59 件をピークに減少傾向にあります。しかし、廃棄物の処理費用逃れを目的とした不法投棄は、市内の山間部等でまだ多く発生しているのが現状です。また、最近は家電リサイクル法の施行に伴い、家電 4 品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、家庭用エアコン）の処理に料金がかかることから、家電製品の不法投棄が目立

っています。

このような不法投棄は、深夜・早朝といった、人目や人通りの少ない場所や時間帯を狙って行われるため、実行現場での行為者の把握は困難です。また、不法投棄が発生した後の調査では、証拠物が残されていないことが多いため、行為者の特定は困難です。

このため、廃棄物不適正処理監視パトロールの実施や監視カメラの設置により、取締りの強化や不法投棄の抑止に努めるとともに、広報活動を通して、廃棄物適正処理の啓発に取り組んでいます。



不法投棄の状況

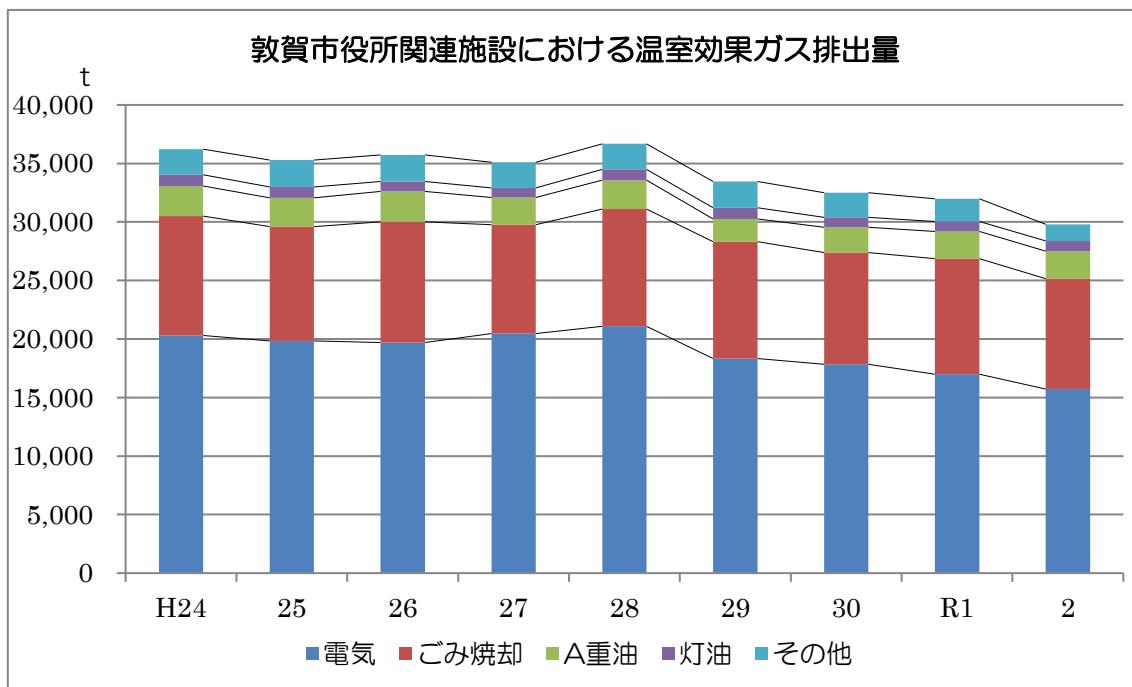
4 地球環境

(1) 温室効果ガス

敦賀市役所庁舎、出先機関（清掃センター、天筒浄化センター、保育園、小・中学校、公民館等）及び指定管理施設（敦賀きらめき温泉リラ・ポート、福祉総合センター、赤レンガ倉庫等）における温室効果ガス（二酸化炭素=C0₂）の排出量の推移は下図のとおりです。

温室効果ガス排出量のうち、最も比率が高いのが電気の使用によるもので、次いで廃プラスチックをはじめとしたごみの焼却によるもの、A重油の使用によるものがそれに続きます。

電気の主な用途としては、照明設備、空調設備の稼働のほか、昭和浄水場や清掃センター、天筒浄化センターなどに設置されている特殊な機械設備の稼働などが挙げられます。A重油の主な用途としては、暖房設備や学校給食センターの加熱設備の稼働などが挙げられます。



(2) エネルギー

■太陽光発電

敦賀市は、市内の公共施設に太陽光発電設備を設置しています。既に設置が完了している施設は、防災センター、敦賀病院、敦賀西小学校、敦賀駅交流施設の4施設となっています。

太陽光発電は、現在、全国の総発電量の約9割を占める火力発電に比べ、発電過程における温室効果ガスの排出量が少ないクリーンエネルギーとして、教育現場における環境意識の啓発に役立っています。

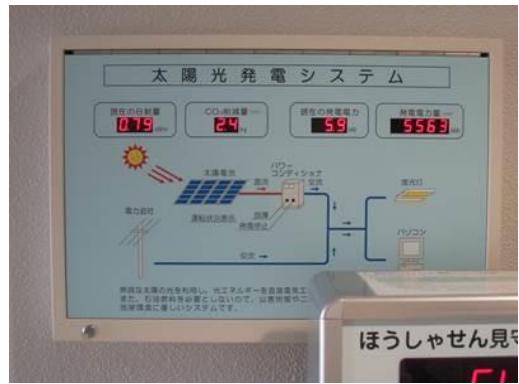
年度	防災センター		市立敦賀病院		市立敦賀西小学校		敦賀駅交流施設	
	太陽光 発電量 (kWh)	太陽光 発電量 /電気使用量 (%)	太陽光 発電量 (kWh)	太陽光 発電量 /電気使用量 (%)	太陽光 発電量 (kWh)	太陽光 発電量 /電気使用量 (%)	太陽光 発電量 (kWh)	太陽光 発電量 /電気使用量 (%)
H24	9,914	1.1	11,739	0.2	8,352	8.5	-	-
H25	10,042	1.2	9,494	0.2	5,438	6.3	-	-
H26	7,134	0.9	9,523	0.2	6,614	7.5	-	-
H27	2,541	0.2	10,326	0.2	874	1.1	2,169	0.6
H28	9,616	1.0	6,791	0.2	970	1.1	16,255	5.8
H29	7,735	0.5	6,105	0.1	7,964	8.7	16,160	4.7
H30	9,402	0.6	6,876	0.1	6,954	7.6	15,496	4.5
R 1	11,063	0.8	8,647	0.1	8,302	8.4	16,198	4.6
R 2	7,158	0.5	8,314	0.2	4,718	3.4	15,530	5.0

※赤字はシステムの故障等による欠測期間あり

※各施設の定格最大出力は10kW



太陽光発電設備（防災センター屋上）



発電量表示板（防災センター1階）

■市民から集めた廃油を活用した「敦賀港イルミネーション ミライエ」

今や敦賀の冬の風物詩となった「敦賀港イルミネーション ミライエ」は、市民の皆様から回収した廃油を使った「バイオディーゼル燃料」で点灯しています。



ミライエの様子（主催者提供）

廃油（家庭用の使用済み食用油）の回収については、再生可能エネルギー意識の醸成を図ることを目的として、毎年市民の皆様にご協力いただいております。

令和2年度は公民館など市内6か所で1日のみ回収しましたが、約1,000リットルもの廃油が集まりました。

こうして回収した廃油から精製したバイオディーゼル燃料をエネルギーに、11月3日（火祝）から12月25日（金）までの53日間、金ヶ崎緑地一帯において、LED電球約5万球のイルミネーションを点灯しました。

平成26年度の開催から7年目を迎ましたが、年々盛り上がりを見せており、令和2年度は3万1千人の多くの来場者で賑わいました。

市民の皆様から回収したバイオディーゼル燃料のみで運営できるよう周知、啓発に努めるとともに、再生可能エネルギーに対する市民意識の向上を図りながら、市民一体となったまちづくり、賑わい創出を実現できる事業として認知度を高めるよう、今後も活動を継続していきます。

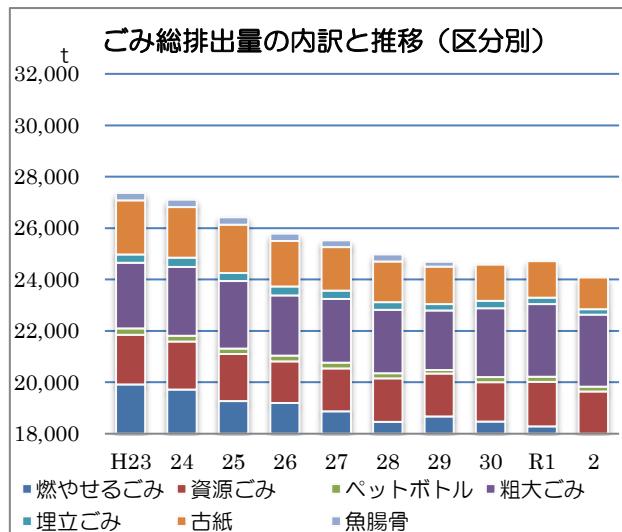
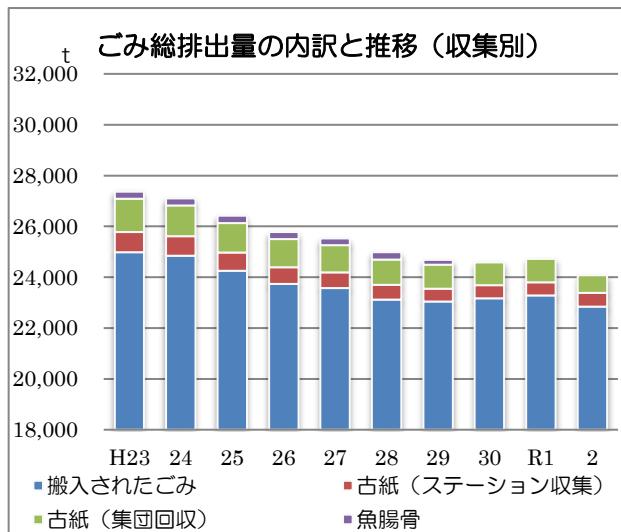
（ミライエ運営委員会（「敦賀・鉄道と港」まちづくり実行委員会内））

(3) ごみ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢などの諸条件の変動による見直しを行うこととされています。また、国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めています。

■ごみ総排出量の推移

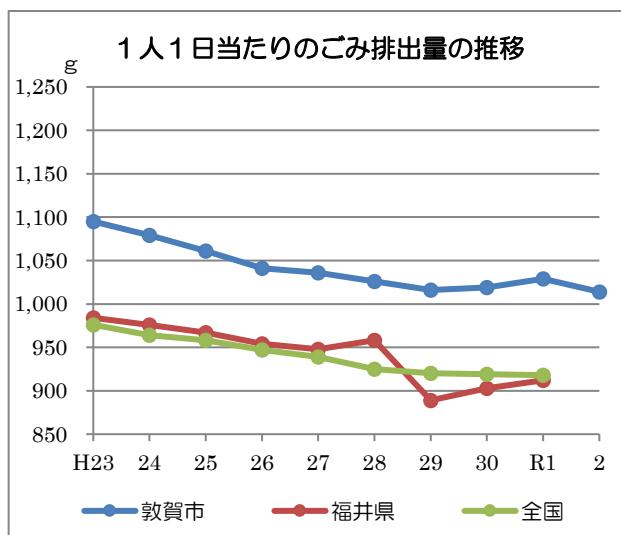
ごみ総排出量は、平成18年度までは漸増の傾向を示していましたが、以後減少傾向となっています。
令和2年度実績は、24,078.90トンとなっています。



■1人1日当たりごみ排出量

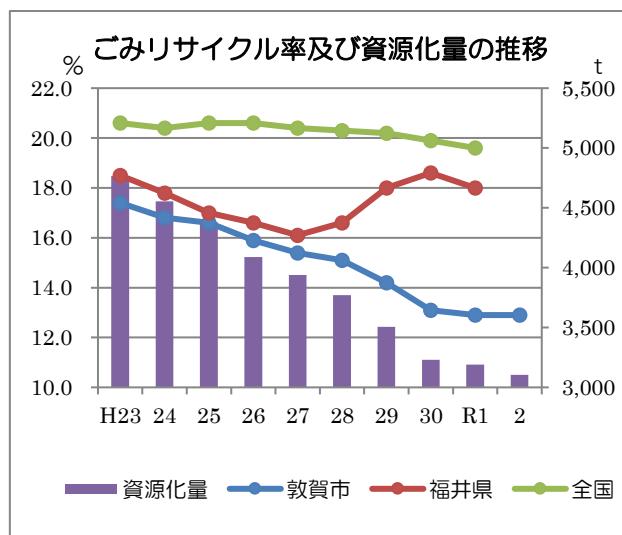
1人1日当たりごみ排出量は、減少の傾向を示しており、令和2年度実績で1,014g／人・日となっています。

福井県平均及び全国平均と比較できる最新の数値として令和元年度実績では、福井県平均と比べて、102g／人・日、全国平均と比べて96g／人・日上回っています。



■ごみリサイクル率及び資源化量

平成21年度から開始したガラスビンのコンテナ収集、古紙のステーション収集と、資源ごみからのプラスチック固形燃料への利用拡大により、平成18年度から平成21年度までは漸増傾向にありましたが、平成22年度からはごみ総排出量の減少率に比べ、資源化量の減少率の方が大きいため漸減となり令和2年度のリサイクル率は12.9%でした。資源化率の向上のため、今後とも積極的に減量・リサイクル事業を継続していくことが必要です。



※一般廃棄物処理実態調査結果より抜粋（集団回収を含む）

■3R[ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)]の取り組み状況

敦賀市では、ダンボールコンポストを使用した生ごみのたい肥化によるごみ減量の取り組みの促進、出前講座の実施、リサイクル展の開催、市内で発生した剪定枝のリサイクルたい肥の配付等を行っています。

収集した資源物のうち、プレス鉄、プレスアルミ、プラスチック減容物、カレット（びん等）などは有価物として売却し、資源化の推進を行っています。

また、市内スーパー等事業者と「敦賀市におけるレジ袋の削減に向けた取組に関する協定」を締結し、締結事業者が実施したレジ袋有料化による販売収益金を、環境保全活動（ダンボールコンポスト事業、リサイクルたい肥利用促進事業等）に活用しています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
マイバッグ持参率	88.9%	92.0%	92.0%	91.9%	91.9%	85.1%	87.6%

※レジ袋有料化実施店（令和3年3月31日現在）

（株）エフレ、福井県民生活協同組合、（株）平和堂、（株）ヤスサキ、（株）バロー

5 環境活動

（1）つるが環境みらいネットワークの活動

つるが環境みらいネットワークは、平成13年度に策定された敦賀市環境基本計画に基づく取り組みを実践していく団体として、同年に設立されました。市民・市民団体・事業者・市により構成されており、これらの主体が連携・協働して自主的に環境活動に取り組んでいます。

■令和2年度 主な活動内容

実施日	活動	内 容
12月5日	つるが環境フードドライブ及びかんきょうコンクール表彰式	フードドライブとは、家庭で余っている食べきれない食品を持ち寄り、必要としている施設や団体に寄付する活動です。敦賀駅交流施設オルパークにて実施し、52名の方から食品のご提供をいただきました。併せてかんきょうコンクール表彰式も行い、入賞作品を展示しました。
2月22日	事業所視察研修	敦賀市公設地方卸売市場にある水素ステーションを視察しました。



つるが環境フードドライブ



集まった食品



かんきょうコンクール表彰式



事業所視察

(2) 環境美化運動

環境省は、毎年6月を「環境月間」と定めており、福井県はこの期間中、行政と県民が協働して環境美化を行う「クリーンアップふくい大作戦」に取り組んでいます。福井県では、「クリーンアップふくい大作戦」に関連して、自治体としては初となる、自分たちのごみ拾いの活動をインターネットを通じて広く発信できるアプリケーション「ピリカ」の利用促進に取り組んでいます。ピリカは、個人、企業を問わず誰でも登録ができ、いつ、どこで、誰がどれだけのごみを拾ったのかを知ることができ、清掃活動の輪を広げるため世界的に活用されています。



敦賀市でもこれに連動し、「市民総ぐるみ環境美化運動 クリーンアップふくい大作戦」として、気比の松原の一斉清掃をはじめ、各地区の環境美化活動を実施してきましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

(3) 敦賀市かんきょうコンクール

敦賀市では、地球温暖化やごみ問題といった環境問題について、市民一人ひとりに関心を持ってもらい、環境のために取り組むことのできる身近な活動などについて考えてもらうため、環境に関するポスター、かべ新聞の作品を広く募集し、コンクールを実施しています。

令和2年度は、91点（ポスターの部 90点、かべ新聞の部 1点）の作品の応募があり、市・市民団体・教育委員会の代表者による選考を経て、数多くの素晴らしい作品が入賞作品として選出されました。12月5日に開催された「つるが環境フードドライブ」において、受賞者を表彰し、入選作品を含めた全17点の入賞作品を展示し、多くの来場者にご覧いただきました。



ポスターの部

最優秀賞 竹田 心那さん

かべ新聞の部

最優秀賞 中村 朱里さん

第3章 環境施策の現状

本章では、第2次敦賀市環境基本計画「後期 環境アクションプラン」において設定した、4つの方向ごとの数値目標の進捗状況や市が行った環境活動に関する施策の実施状況について記載しています。

■数値目標の評価方法について

4つの方向ごとに掲げた数値目標の進捗状況を評価します。評価方法は、計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線上に、現況数値が達しているかどうかで判断し（※）、下記の指標で表記しています。

指 標	評 値 基 準
	目標に近づいている 直線に達している。
	計画策定時より好転している 直線に達していないが、計画策定時の数値と現況数値が同じまたは、良くなっている。
	目標から遠ざかっている 直線に達しておらず、計画策定時の数値より現況数値が悪くなっている。

※公害苦情処理件数、温室効果ガス排出量など、計画策定時より数値が減少することが望ましい指標については、現況数値が計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線を下回っているかどうかで進捗状況を判断します。

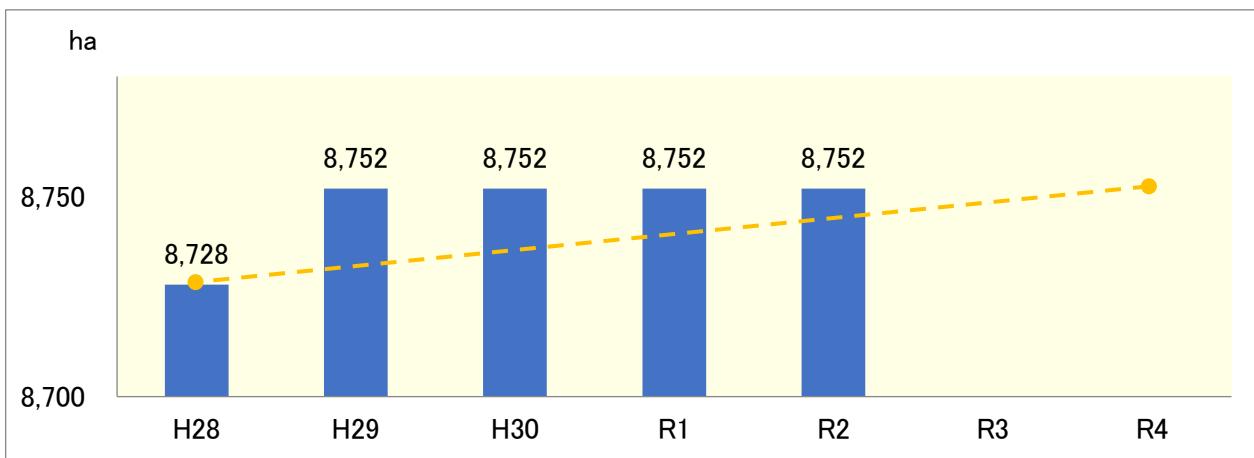
■施策の実施状況の見方について

分野ごとの目標における区分		実施事務事業名。アクションプランに掲載のない事業は、《新規》と記載			
区分	★省エネルギーの推進	担当課	道路河川課		
事務事業名	《新規》 道路照明灯 LED 化推進事業	評 価	○		
実施 内 容	電気料金などの維持管理費の軽減及び CO2 の排出削減による低炭素社会の実現に寄与するため、長寿命で節電効果が高く、環境にやさしい LED 照明を導入しました。 対象地区 栗野地区 外 6 地区 設置数 111 灯				
報告年度における実施内容					
府内における自己評価を記載。 「○」= 年度当初に設定した目標どおりに事業を実施し、目的（分野ごとの目標における区分）の実現に大きく繋がった。 「△」= 目標どおりではないが概ね事業を実施し、目的の実現に繋がった。 「×」= 事業の一部実施にとどまり、目的の実現には繋がらなかった。 「-」= 事業を実施しなかった。					

1 みんなが自然と歴史文化を育みます

数値目標指標	計画策定時 (H28)	現 状	目 標	進捗状況
保安林指定面積	8,728ha	8,752ha	8,758ha	↗
有害鳥獣被害額	4,066 千円	8,570 千円	3,324 千円	↘

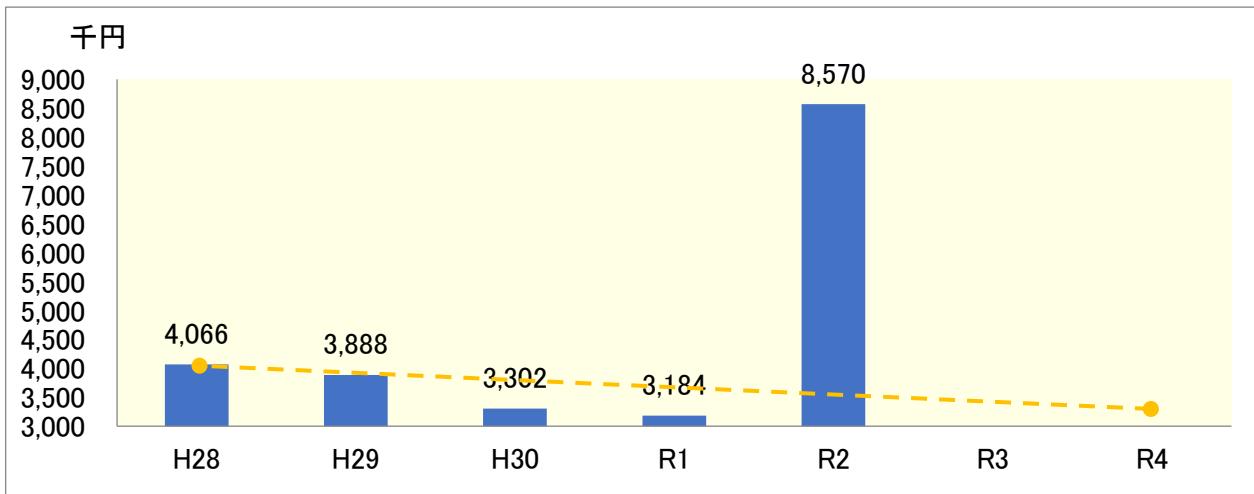
■保安林指定面積



※保安林とは、風水害などの災害防止や水源の確保といった公益的な役割を持つ森林で、福井県が伐採やその他の開発行為を制限するために指定するものです。県が保安林を指定したり解除したりすると、指定面積が増減します。

※各年度実績値には、当該年度の前年度末の数値を記載しています。

■有害鳥獣被害額



目標Ⓐ 自然環境と多様な生態系を守ります

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	マツクイムシ防除事業	評価	○
実施内容	<p>松林の保護育成を妨げるマツクイムシ被害のまん延を防止するため、予防、駆除及び被害調査を行いました。</p> <p>空中散布 68ha、地上散布 1ha</p> <p>樹幹注入 190 本、伐倒駆除 60 m³</p>		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	間伐促進強化対策事業	評価	○
実施内容	<p>民有林の適正な保育作業及び積極的な間伐の実施等により、健全な森林の育成を図るため、団体の行う間伐に補助しました。</p> <p>間伐面積 17.48ha</p>		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	市行造林保育事業	評価	○
実施内容	<p>市行造林地において間伐を実施し、間伐材を搬出するための作業道を敷設しました。また、間伐後に獣害防止用ネットを立木に設置しました。</p> <p>間伐 26ha 作業道 3,300m ネット巻き 8,500 件</p>		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	治山事業の推進	評価	一
実施内容	令和2年度未実施		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	森林整備地域活動支援交付金	評価	○
実施内容	<p>森林所有者の高齢化や不在などにより、森林施業が十分に行われていない人工林の適切な整備のため、森林所有者などによる地域活動に対して支援を行いました。</p> <p>対象森林面積 20ha</p>		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	水土保全林整備事業	評価	一
実施内容	令和2年度未実施		

区分	★山林環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	保安林指定による山林保全の推進	評価	○
実施内容	水源のかん養、災害の防備及び生活環境の保全・形成などを図るため、保安林を指定し、山林保全を行いました。 保安林指定面積 8,752ha（令和2年度末時点）		

区分	★水辺環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	沿岸漁業生産拡大推進事業費補助金	評価	○
実施内容	海底耕耘や天然石魚礁の設置により漁場の整備を行いました。また、水産資源の保護育成を図るため、放流事業を実施しました。 海底耕耘 5.6km ² 、天然石魚礁 500m ³ 、ナマコ育成漁礁 60基、 サザエ放流 1,060kg、ヒラメ放流 50,000尾、稚ナマコ放流 56,000尾、 アワビ放流 28,000個		

区分	★水辺環境の保全と育成	担当課	道路河川課
事務事業名	河川美化地域活動事業費補助金	評価	○
実施内容	河川環境を保全する活動を促進するため、福井県管理河川の河川敷などにおいて地域住民が行う草刈などの河川維持管理活動に対し補助しました。 補助対象団体 敦賀河川漁業協同組合 外 7団体		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	多面的機能支払事業業務	評価	○
実施内容	市内 24 団体の行う農用地及び農業施設の維持管理（草刈り、維持修繕など）に対し補助しました。 補助対象面積 田 42,742a、畠 2,591a		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	鳥獣保護区等の維持	評価	○
実施内容	安全な生活環境を維持するとともに、生態系の保全を行いました。 鳥獣保護区 3箇所 3,090ha（令和2年度末時点） 特定獣具使用禁止区域(銃) 5箇所 3,963ha（令和2年度末時点）		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農作物有害獣被害対策支援事業	評価	—
実施内容	令和2年度未実施		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	中山間地域等直接支払事業	評価	○
実施内容	<p>農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて、担い手の育成などによる農業生産の維持や水田が持つ多面的機能を確保するため、地区が行う耕作放棄地の復旧や施設整備、集落活性化事業などに対し補助しました。</p> <p>交付対象地区 新保 外5地区</p> <p>交付対象面積 525,062m²</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農業経営安定対策事業費補助金	評価	○
実施内容	<p>園芸作物の産地づくりの推進を図るため、対象作物を作付、出荷した生産者に補助しました。</p> <p>ホウレンソウ 1,159kg、キュウリ 14,978kg、白ネギ 55,230束、 黒河マナ 0kg、ウメ 38,436kg</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	学校給食地産地消推進事業	評価	○
実施内容	<p>地産地消の推進、農業生産力の向上及び販路の拡大を図るため、敦賀市内の学校給食に地場産農産物の納入を行いました。</p> <p>納入品目数 14品目 納入量 4,703kg</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	伝統野菜復活支援事業	評価	○
実施内容	<p>敦賀市内の伝統野菜、杉箸アカカンバの復活、東浦みかんの普及に向けて、肥料や農薬にかかる経費などに対し補助しました。</p> <p>杉箸アカカンバ 34a 東浦みかん 110a</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	環境保全型農業直接支援対策事業	評価	○
実施内容	<p>地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、化学肥料や農薬の使用を減らす環境保全型農業に取り組む農業者に対し補助しました。</p> <p>実施者数 4名 補助対象面積 236a</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	農作物有害獣農地侵入防止事業	評価	○
実施内容	<p>有害鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵や檻などの設置、パトロール威嚇や捕獲・処理の活動を支援しました。</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数 イノシシ 382頭、ニホンジカ 1,302頭、ニホンザル 85頭、 ハクビシン 80頭、アライグマ 2頭 合計 1,851頭</p> <p>侵入防止柵整備 電気柵等 2地区 604m</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	《新規》新規就農者育成支援事業費	評価	○
実施内容	<p>次世代を担う農業者の育成・確保のため、農業法人等で新たに雇用された新規就農者に対し、交付金の交付を行いました。</p> <p>交付人数 2名、総事業費 350,000円</p>		

区分	★里地里山環境の保全と育成	担当課	農林水産振興課
事務事業名	《新規》農福連携サポート事業	評価	○
実施内容	<p>農業における担い手不足の解消と、福祉における就労の場の拡大を図るため、障がい者就労支援施設等と連携し、農作業等を行いました。</p> <p>作業日数 6日、作業人数 延べ57人</p>		

区分	★中池見湿地の保全	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	中池見管理運営事業	評価	○
実施内容	<p>市民や団体が主体となった中池見湿地の保全活動を促すため、施設「中池見人と自然のふれあいの里」を提供するとともに、自然環境の保全に努めました。また、施設の設置管理条例を整備しました。</p> <p>主な活動内容 通路、水路等の保全整備、外来種の調査と防除</p>		

区分	★中池見湿地の保全	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	《新規》中池見湿地保全活用事業	評価	○
実施内容	<p>策定された中池見湿地保全計画を推進する団体として中池見湿地保全活用協議会を設置し、市民、市民団体、事業者、研究者、行政による中池見湿地の保全活用の検討を行いました。また、施設の設置管理条例を整備するにあたり、協議会での意見聴取を行いました。</p> <p>委員会開催 4回</p>		

目標⑧ みどりと歴史文化が調和した美しい都市景観をつくります

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	農林水産振興課
事務事業名	緑の募金事業・地域緑化事業	評価	○
実施内容	<p>家庭募金及び街頭募金活動を実施し、緑の募金の啓発を図りました。</p> <p>募金実績 緑の募金(春)、緑の募金(秋) 1,408,418 円</p> <p>地域緑化推進事業 令和2年度未実施</p>		

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	児童家庭課
事務事業名	保育園園庭芝生化事業	評価	○
実施内容	<p>子どもたちがより快適かつ安全に屋外で遊べるよう、芝生化実施済の保育園の芝生の維持管理を行いました。</p> <p>対象施設 つるが保育園、気比保育園、沓見保育園、東郷保育園、櫛川保育園、櫛林保育園</p>		

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	育苗事業・花壇等管理事業	評価	○
実施内容	<p>花のまちづくりを目的として、公共施設や地域の団体等に花苗を配付し、中央分離帯及び市所管の花壇に花を植え管理を行いました。</p> <p>秋苗 6月下旬配付 ペチュニア 33,000 本、マリーゴールド 1,520 本</p> <p>春苗 11月中旬配付 パンジー 21,240 本、スミレ 12,200 本</p>		

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為における緑化の指導	評価	一
実施内容	開発行為における緑化の指導はありませんでした。		

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	都市公園整備事業	評価	○
実施内容	<p>街の快適な緑地空間として、市民生活に潤いや安らぎをもたらすため、老朽化により機能が低下した都市公園の整備を行いました。</p> <p>公園施設改築 昭和第1公園複合遊具改築</p> <p>公園施設改修 和久野中央公園プール配管改修、和久野中央公園プール濾過材取替、三島公園トイレ改修、岡山公園防護柵改修、金ヶ崎公園防護柵改修</p>		

区分	★まちのみどりの保全と創出	担当課	都市政策課
事務事業名	公園管理事業	評価	一
実施内容	自主管理協定の締結には至りませんでした。		

区分	★歴史文化資産の保全	担当課	農林水産振興課
事務事業名	松原公園林内整備事業	評価	○
実施内容	松原公園林内の草刈りを実施し、観光客や市民が四季を通じて楽しめる公園整備に努めました。 下刈り 26ha 落ち枝処理 26ha		

区分	★歴史文化資産の保全	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の把握と文化財指定	評価	○
実施内容	市内の歴史・文化資産を調査を進めました。また、新たに2件を市指定文化財として登録することができました。 指定文化財 打它宗貞像、蕉翁宿関係資料		

区分	★歴史文化資産の保全	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の保全管理	評価	○
実施内容	市内に残る文化財の保存管理を実施するとともに、所有者や管理団体に対し補助を行いました。 補助対象 10団体(敦賀西町の綱引き伝承協議会 等) 保全管理 国指定 柴田氏庭園、武田耕雲斎等墓、玄蕃尾城跡 等 県指定 土壇城跡 等 市指定 武田耕雲斎本陣跡 等 その他 木ノ芽古道、深坂古道 等		

区分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	屋外広告物の規制	評価	○
実施内容	周辺景観との調和を図り良好な景観を保つため、福井県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制を行いました。		

区分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	景観形成推進事業	評価	○
実施内容	神楽町1丁目商店街(門前町地区) 景観形成推進地区において、建築物の景観形成推進事業を2件実施しました。		

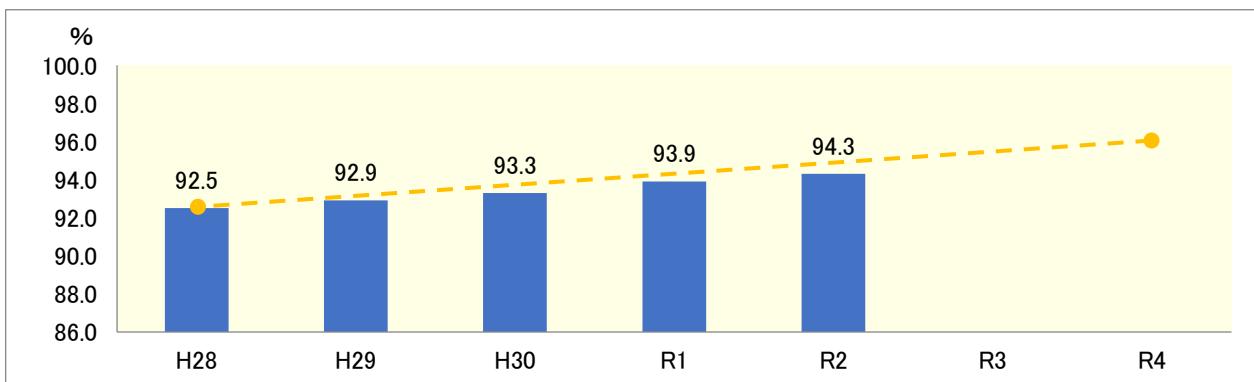
区分	★美しい景観の形成	担当課	都市政策課
事務事業名	敦賀市景観計画による景観形成の推進	評価	○
実施内容	「敦賀市景観計画」に基づき、景観づくりの方針に則った市全体の魅力的な景観形成を推進しました。		

②

みんなが安心して快適に暮らします

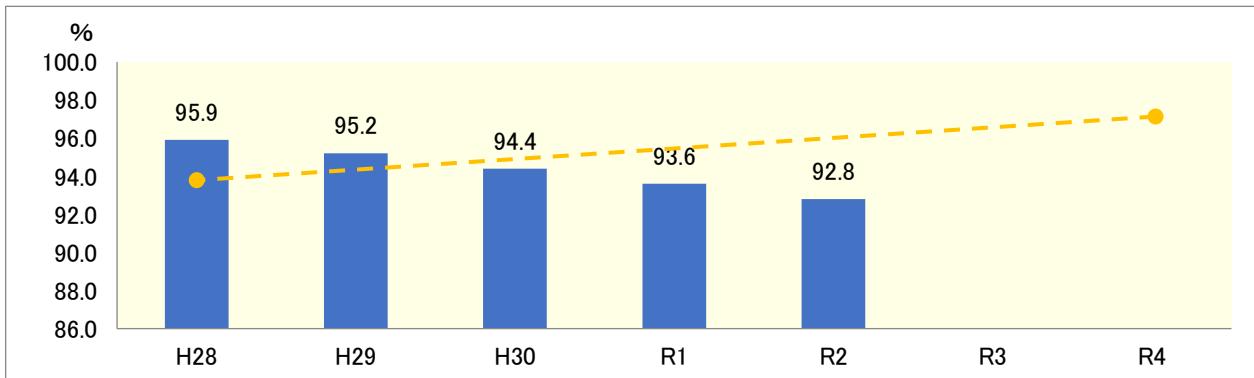
数値目標指標	計画策定時 (H28)	現 状	目 標	進捗状況
汚水処理人口普及率	92.5%	94.3%	95.2%	緑色の矢印
水洗化率	95.9%	92.8%	97.5%	青色の矢印
大気質、 河川・地下水質、 騒音・振動の監視	一部の調査地点 で環境基準の 80%が未達成	一部の調査地点 で環境基準の 80%が未達成	全ての調査地点 で環境基準の 80%を達成	緑色の矢印
公害苦情処理件数	68 件	29件	56 件	黄色の矢印

■汚水処理人口普及率



※汚水処理人口普及率とは、敦賀市の全人口のうち、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの下水処理施設を利用する人口の割合を指します。

■水洗化率

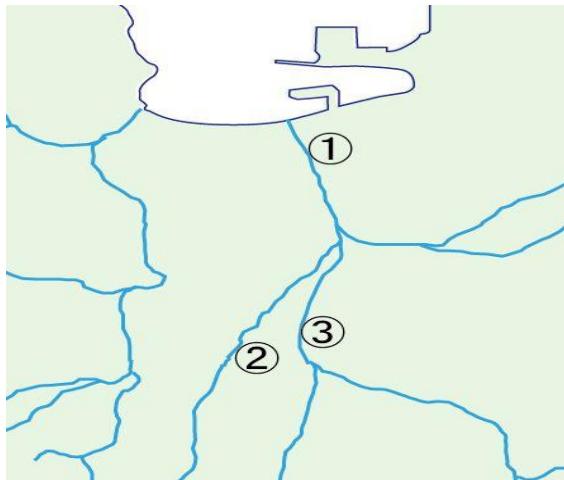


※水洗化率とは、下水道を利用できる地域の人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合を指します。

■大気質の監視（環境基準の達成状況）

令和2年度は、光化学オキシダントについて、国が定める環境基準を超えたため、環境目標の達成状況は未達成となりました。

光化学オキシダントは工場排煙や自動車の排気ガスが主な原因と考えられます。



項目	①	②	③
二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○
光化学オキシダント (OX)	✗	✗	
非メタン炭化水素	○		○
一酸化炭素 (CO)			○
微小粒子状物質 (PM2.5)	○		
ベンゼン		○	
トリクロロエチレン		○	
テトラクロロエチレン		○	
ジクロロメタン		○	

No.	測定局名（種類）	測定地点
①	敦賀（一般環境大気）	松栄町
②	和久野（一般環境大気）	新和町2丁目
③	敦賀（自動車排出ガス）	古田刈

※一般環境大気測定局とは、自動車排出ガス以外の大気汚染物質による大気汚染の状況を常時監視する測定局を指します。

※自動車排出ガス測定局とは、自動車排出ガスによる大気汚染の状況を常時監視する測定局を指します。

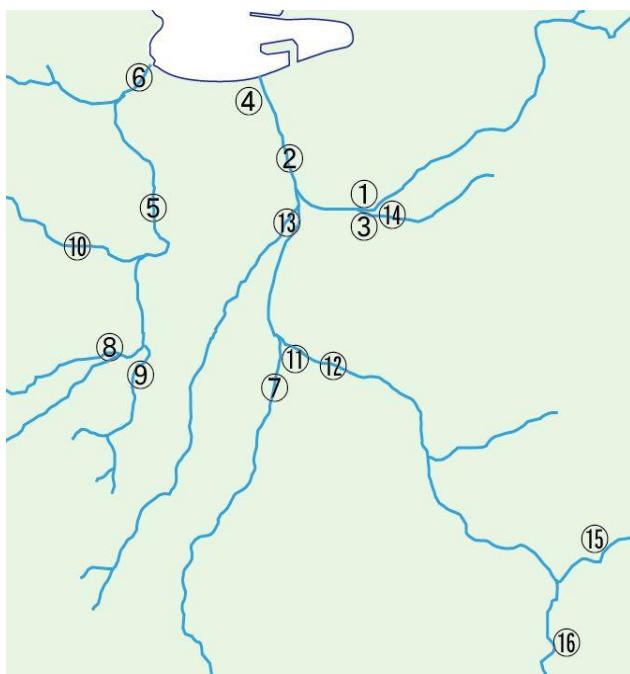
■河川水質の監視（環境基準の達成状況）

令和2年度は、笙の川（測定地点②・⑯）、深川（測定地点③・⑭）、井の口川（測定地点⑤）、五位川（測定地点⑯）において、大腸菌群数が環境基準を超過したため未達成となりました。

大腸菌群の発生は、生活排水等が河川に流れ込むことが主な原因です。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
カドミウム	○	○	○	○	○	○								○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○								○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
緑水銀	○	○	○	○	○	○								○	○	○
アルキル水銀						○								○	○	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		○			○	○								○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○								○	○	○

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
シマジン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
セレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ふつ素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ほう素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○
水素イオン濃度 (pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量 (DO)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質量 (SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌群数	○	✗	✗		✗									✗	✗	✗



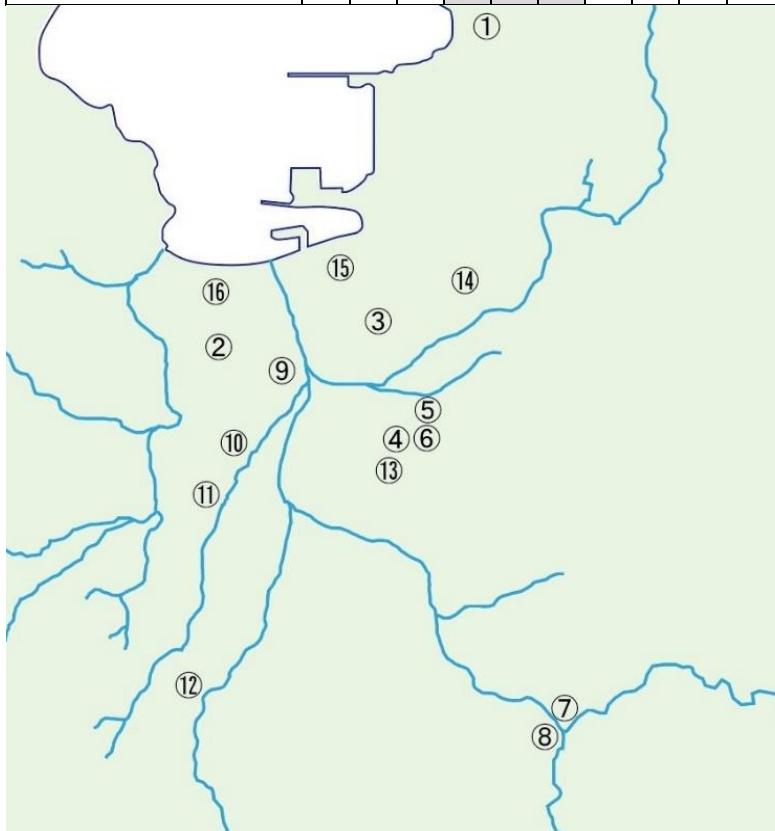
No.	水域の名称	調査地点
①	笙の川	(木の芽川) 木の芽橋
		三島橋
②	深川	木の芽橋
④	二夜の川	末端
⑤	井の口川	豊橋
		穴地蔵橋
⑥	黒河川	和久野橋
⑧	大瀬川	金山橋
⑨	野坂川	ひばりヶ丘橋
⑩	三味線川	笠取橋
⑪	宮尻川	合流前
⑫	笙の川	堂橋
⑬	助高川	下袖河原橋
⑭	深川	JR 鉄橋下
⑮	笙の川	奥野橋
⑯	五位川	追分橋

■地下水質の監視（環境基準の達成状況）

令和2年度は、全ての調査地点において環境基準を満たしています。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
カドミウム	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全シアン	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化ビニルモノマー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セレン	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふつ素	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ほう素	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

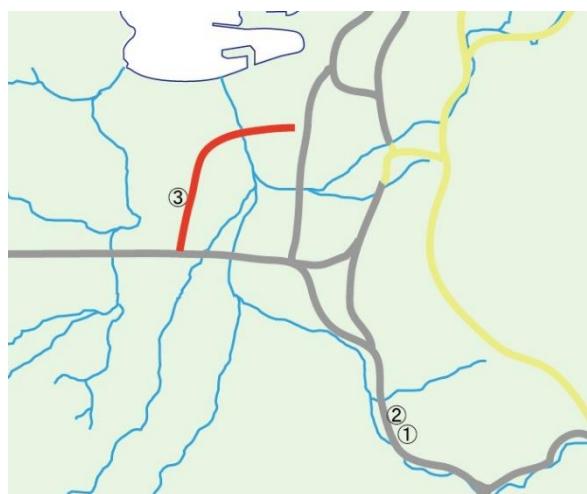


No.	調査地点
①	赤崎
②	新松島町
③	清水町2丁目
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	疋田
⑨	昭和町1丁目
⑩	野神
⑪	市野々町1丁目
⑫	御名
⑬	道口
⑭	舞崎町
⑮	相生町
⑯	松島町

■騒音の監視（環境基準の達成状況）

令和2年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しているため、環境目標を達成しました。※資料編P63 参照

No.	測定地点	昼間	夜間
①	小河口（国道8号南側）	○	
②	小河口（国道8号北側）	○	
③	吳羽町（県道敦賀美浜線）	○	○

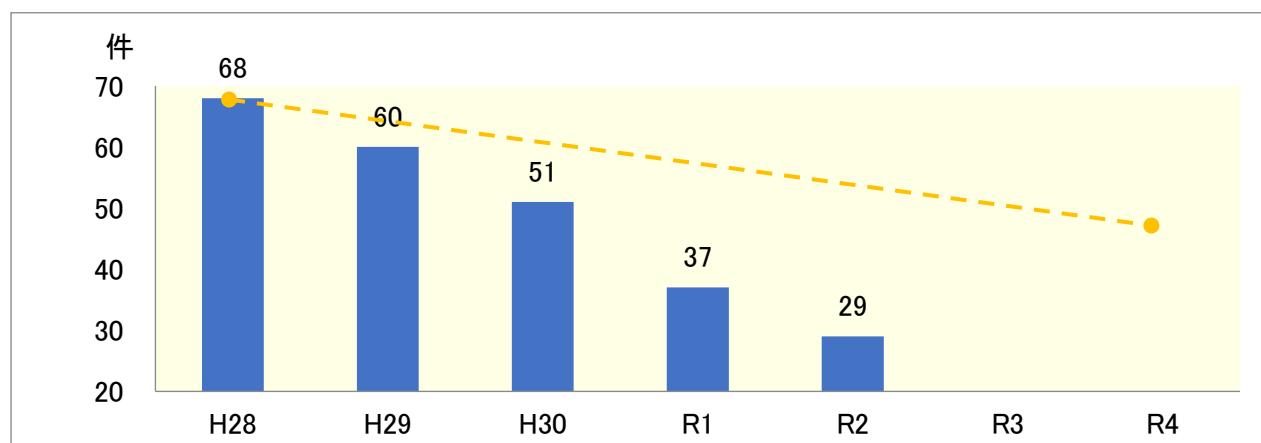


No.	測定地点	測定項目
①	小河口	幹線道路に面する地域における環境騒音
③	吳羽町	自動車騒音

■振動の監視（環境基準の達成状況）

令和2年度について、振動の測定は行っておりません。

■公害苦情処理件数（5ヶ年平均件数）



※各年度実績値は、公害紛争処理法に基づく、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの公害苦情処理件数の5ヶ年平均の数値となっています。各年度の公害苦情処理件数についての詳細は、第2章をご覧ください。

目標Ⓐ 安心な生活環境をつくります

区分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	悪臭物質調査事業	評価	○
実施内容	<p>悪臭による生活環境の保全を図るため、事業所での臭気測定を行いました。</p> <p>対象事業所 5箇所（永大産業(株)、敦賀セメント(株)、JX金属敦賀リサイクル(株)、(株)登建、敦賀グリーンパワー(株)）</p> <p>測定項目 臭気指数</p> <p>調査回数 1回</p>		

区分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	公害の未然防止の推進	評価	○
実施内容	<p>公害防止協定を締結している事業所等に対し、適切な公害防止が行われているかを確認する環境パトロールを実施しました。</p> <p>協定締結事業所 敦賀セメント(株)、東洋紡績(株)、北陸電力(株)敦賀火力発電所、敦賀グリーンパワー(株)</p> <p>パトロール実施 7事業所</p>		

区分	★大気汚染や悪臭の防止	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	水環境保全対策事業	評価	○
実施内容	水環境整備懇談会を1回開催し、地下水質及び地下水位を調査するとともに、地下水の適正な利用の在り方などを検討しました。		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	水質汚濁監視測定事業	評価	○
実施内容	<p>安全で健康的な生活環境を確保するため、河川及び地下水質の監視・調査を行いました。</p> <p>河川 調査地点 14地点 調査回数 5回</p> <p>地下水 調査地点 8地点(北、南、西、松原、中郷、栗野) 調査回数 1回</p>		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	地下水汚染の防止	評価	○
実施内容	塩水化防止のため、地下水位を観測し、塩水化調査を実施しました。また、地下水の適正利用を推進するため、普及・啓発を行いました。 水位調査地点 5 地点（敦賀南小学校外 4 地点） 隔週 塩水化調査地点 25 地点 年 4 回		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	水道水源保護事業	評価	○
実施内容	採石業の更新に伴い、水源の保護に関する事項を審議するため、水道水源保護審議会を開催しました。 開催回数 1 回 対象事業場 森口建設株（採石業）		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	民間処分場水質汚濁監視対策事業	評価	○
実施内容	水道水源である地下水の保全を図るため、民間廃棄物最終処分場周辺の河川水及び地下水を調査しました。 河川 調査地点 2 地点 調査回数 12 回 地下水 調査地点 6 地点 調査回数 2 回		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	民間処分場環境保全対策事業費負担金	評価	○
実施内容	民間廃棄物最終処分場の早期安定化を図り、生活環境保全上の支障を除去するための特定支障除去事業を県と共同して行いました。 対策内容 遮水機能維持工事、モニタリング調査、水処理施設の維持管理		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	水環境の動向把握と監視体系の強化	評価	○
実施内容	原水及び浄水の水質、ならびに井戸水位の 24 時間監視を実施しました。 水質検査（管理目標項目） 13 箇所		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	上水道の整備推進	評価	○
実施内容	快適な生活を支えるため、老朽化した配水管の布設替工事や上水道管の漏水調査を行い、漏水修繕を行いました。 老朽管更新 3.75km 漏水修繕件数 121件		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	上水道課
事務事業名	地下水の適正利用の推進	評価	○
実施内容	水道水の有効な利用を図るため、啓発活動や水環境教育を推進しました。 代表の教諭による施設見学 2校 3名（生徒160名）		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	処理場の管理運営	評価	○
実施内容	浄化センターを適正に管理し、放流水質を良好な状態に維持するため、放流水質法定基準に基づき週1回の測定を行いました。		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	経営企画課
事務事業名	生活排水浄化に関する普及・啓発	評価	○
実施内容	水源保護及び公共用水域の水質保全のため、生活排水の浄化に関する普及・啓発として、下水道未接続の世帯に対する接続指導を行いました。 接続指導対象世帯 75世帯		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	特定施設及び特定工場の排水に関する規制	評価	○
実施内容	特定施設に該当する場合には、除外施設を整備して排水基準が下水道条例に適合するよう指導しました。		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	下水道課
事務事業名	管渠築造事業・地区管網整備事業	評価	○
実施内容	公共用水域の水質保全及び生活環境の改善並びに浸水を防除するため、下水道管渠を整備しました。また、浸水被害防除のため、下水路を整備しました。 管渠整備 14.2ha 下水路整備 231m		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	経営企画課
事務事業名	合併処理浄化槽普及促進事業	評価	○
実施内容	合併処理浄化槽を設置する世帯に対し補助を行いました。 補助件数 7件		

区分	★水質汚染や土壤汚染の防止	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区分	★騒音や振動の低減	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	自動車騒音調査事業	評価	○
実施内容	生活環境の保全を図るため、騒音規制法の規定に基づき、道路に面する地域における自動車騒音の状況調査を行いました。 調査路線 一般県道敦賀美浜線（調査地点：呉羽町） 調査回数 1回		

区分	★騒音や振動の低減	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	騒音や振動の規制及び抑制	評価	○
実施内容	騒音規制法、振動規制法による各種工事の届出を適正に審査し、生活環境の保全を図りました。 騒音規制法に係る届出 31件 振動規制法に係る届出 21件		

区分	★騒音や振動の低減	担当課	都市政策課
事務事業名	開発行為などにおける事前確認の実施	評価	○
実施内容	快適な生活環境の維持のため、開発行為による生活環境への影響について、関係各課と事前に協議を行いました。		

区分	★騒音や振動の低減	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務	評価	○
実施内容	公共施設などの改修工事における騒音抑制のため、低騒音建設機械の使用を推進しました。		

区分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力懇談会運営事業	評価	○
実施内容	原子力発電所懇談会を開催し、市内各種団体代表者などから原子力行政への意見を聞きました。 会議 2回開催		

区分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力発電所の安全監視	評価	○
実施内容	安全協定に基づき、事業者から発電所状況の報告を受けるとともに、随時の現場確認などを実施しました。		

区分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	ダイオキシン類調査事業	評価	○
実施内容	大気及び河川水におけるダイオキシン類の測定調査を行いました。 大気 調査地点 1 地点（松原公民館 2 階ベランダ） 調査回数 1 回 河川水 調査地点 4 地点 調査回数 1 回		

区分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	住宅政策課
事務事業名	アスベスト調査事業費補助金	評価	○
実施内容	補助件数 1 件		

区分	★有害化学物質や放射性物質の対応	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務（再掲）	評価	○
実施内容	安全で健康的な生活環境を確保するために、有害化学物質を含まない材料の使用を推進しました。		

目標⑧ 快適な生活環境をつくります

区分	★近隣公害への対応	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	生活騒音の防止	評価	○
実施内容	迅速な苦情対応を行い、生活騒音の軽減を図りました。 苦情受付件数 7件		

区分	★近隣公害への対応	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	野外焼却の抑制	評価	○
実施内容	迅速な苦情対応を行い、野外焼却の抑制を図りました。 苦情受付件数 6件		

区分	★近隣公害への対応	担当課	下水道課
事務事業名	水洗化普及促進対策事業	評価	○
実施内容	公共水域の水質保全及び快適な生活環境の維持のため、水洗化への啓蒙、指導を行い水洗便所の普及を促進しました。 水洗化人口 51,965人		

区分	★近隣公害への対応	担当課	住宅政策課
事務事業名	市営住宅解体整備事業	評価	○
実施内容	安心で安全な住環境の整備を図るため、老朽化した市営住宅の解体を行いました。 対象施設 桜ヶ丘団地 2棟 12戸		

区分	★公共交通機関の充実	担当課	生活安全課
事務事業名	コミュニティバス運行事業	評価	○
実施内容	自ら交通手段を持たない高齢者をはじめとする市民が手軽に利用できるコミュニティバスを運行させることにより、マイカーに頼らない外出機会の増大を図りました。 コミュニティバス年間利用者数 234,495人		

区分	★公共交通機関の充実	担当課	生活安全課
事務事業名	コミュニティバス待合所整備事業	評価	一
実施内容	令和2年度実績なし		

区分	★バリアフリー環境の整備	担当課	地域福祉課
事務事業名	地域福祉活動等支援業務	評価	○
実施内容	ホームページ等で周知を図り、ひとり暮らしの高齢者や障害者等の避難行動要支援者が安心して生活できるよう、避難支援体制の充実を図りました。 避難行動要支援者台帳登録人数 978人		

区分	★バリアフリー環境の整備	担当課	長寿健康課
事務事業名	緊急通報システム関係経費	評価	○
実施内容	ひとり暮らしの高齢者及び障がい者の急病・災害などに、24時間365日体制で、迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与しました。 貸与件数 366件		

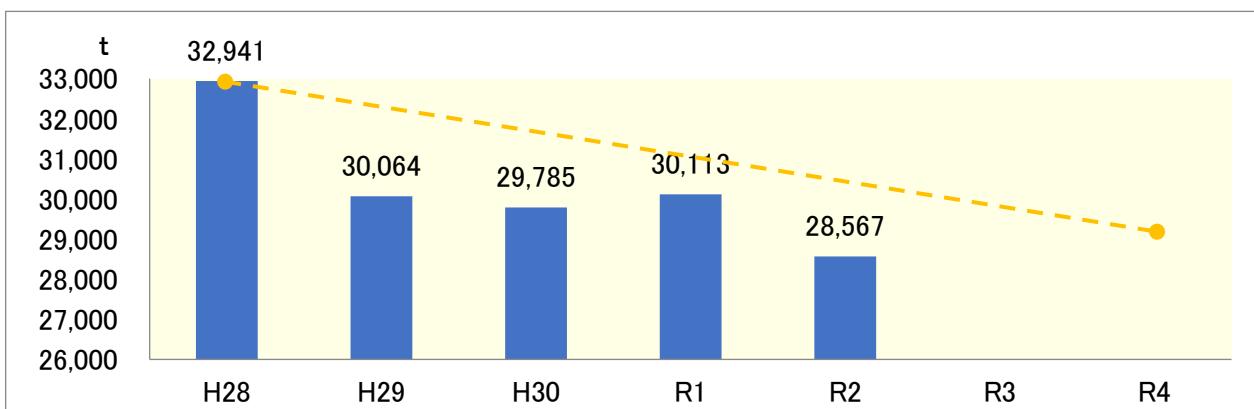
区分	★バリアフリー環境の整備	担当課	道路河川課
事務事業名	透水性舗装の整備	評価	○
実施内容	高齢者、障がい者などの移動の円滑化を図るために、通行する路面が平坦で、雨天時においても水たまりが出来ない構造で歩道整備を行いました。 透水性舗装 市道三島港線		

区分	★環境美化の推進	担当課	観光交流課
事務事業名	松原公園環境美化推進事業	評価	○
実施内容	気比の松原を美しく、安全な環境に保つため年間を通じて清掃を行いました。 ビーチクリーナー稼働日数 110日実施		

③ みんなが地球と歩みます

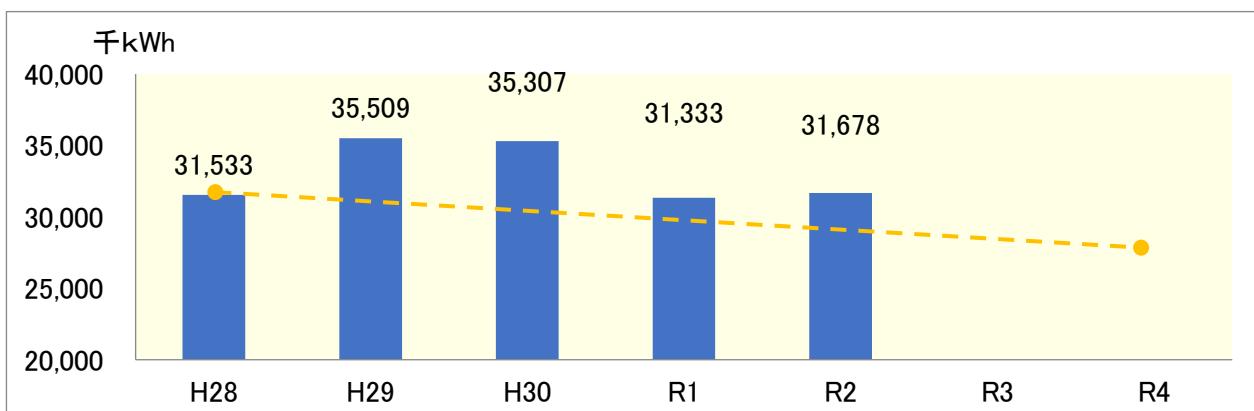
数値目標指標	計画策定時 (H28)	現 状	目 標	進捗状況
温室効果ガス排出量 【敦賀市地球温暖化防止実行計画】	32,941t	28,567t	30,635t	
電気使用量	31,533 千 kWh	31,678 千 kWh	29,325 千 kWh	
1人1日当たりのごみ排出量 【敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】	1,023 g	1,014 g	963 g	
ごみリサイクル率 【敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】	17.2%	15.6%	17.5%	
コミュニティバス 利用者数	306,968 人	234,495 人	330,000 人	

■温室効果ガス排出量

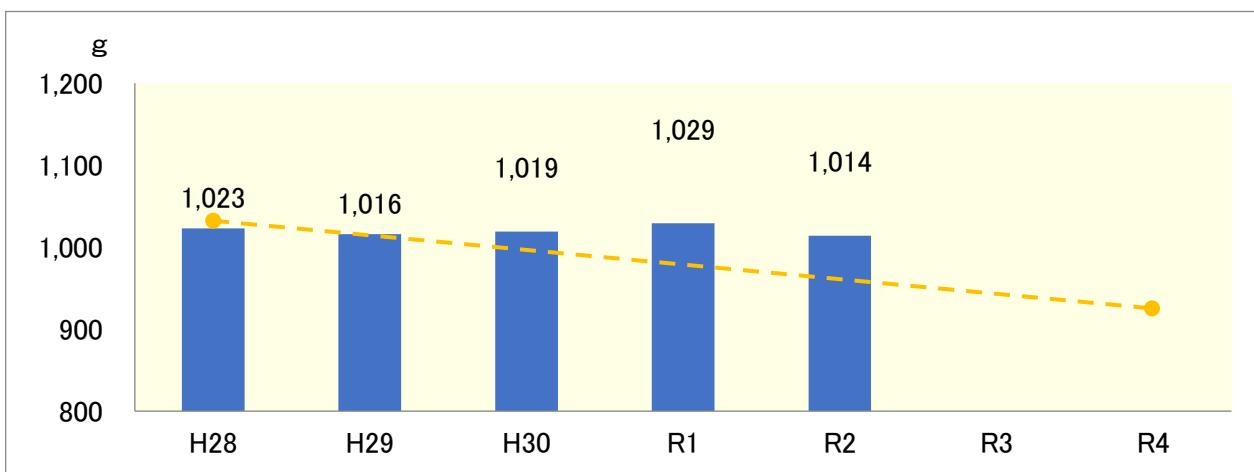


※温室効果ガス排出量についての詳細は、第2章をご覧ください。

■電気使用量



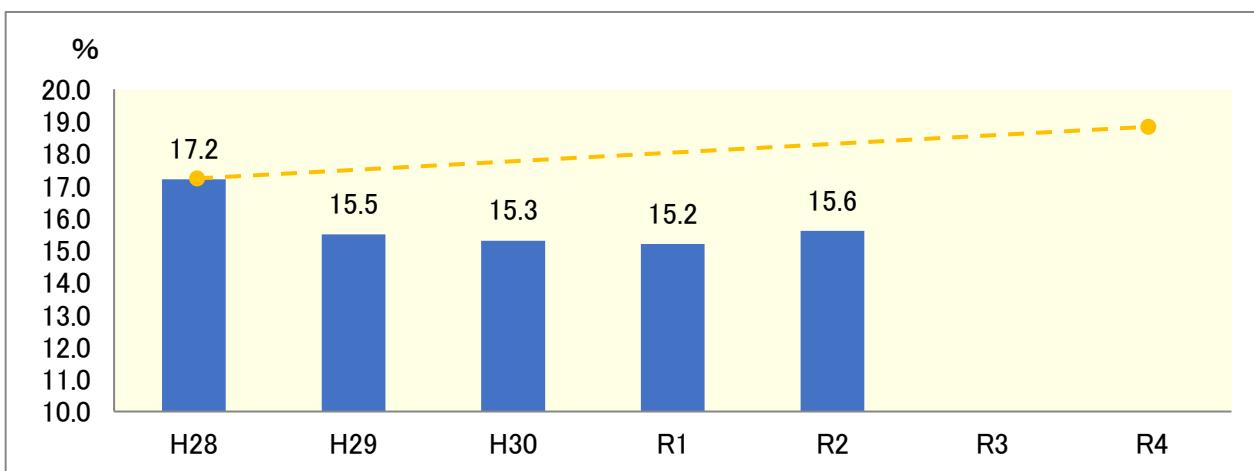
■ 1人1日当たりのごみ排出量



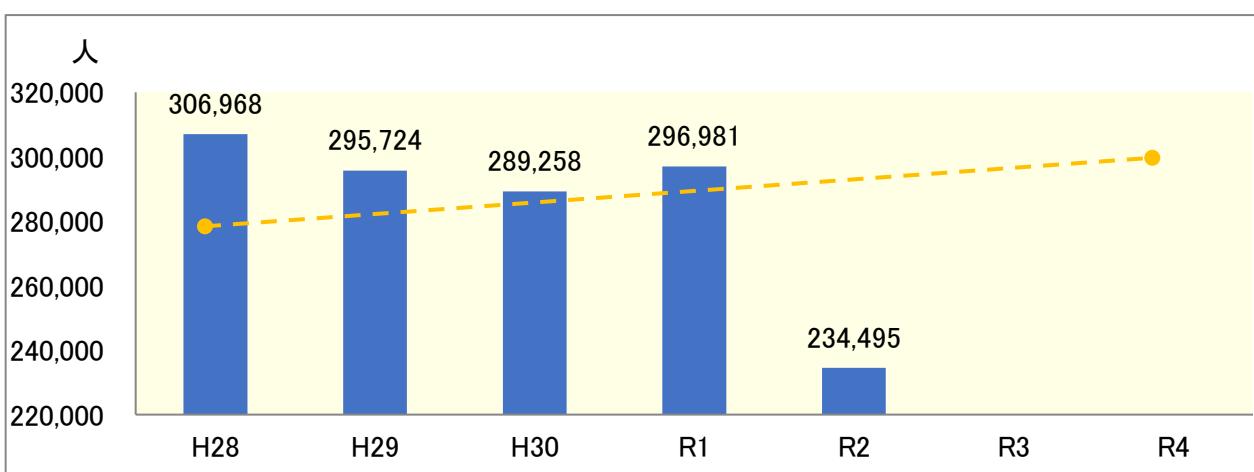
※1人1日当たりのごみ排出量は、「ごみ収集量（古紙等の集団回収量含む）÷人口÷365日」で算出しています。

※1人1日当たりのごみ排出量についての詳細は、第2章をご覧ください。

■ごみリサイクル率



■コミュニティバス利用者数



目標Ⓐ 地球温暖化対策に努めます

区分	★省エネルギーの推進	担当課	契約管理課
事務事業名	職員駐車場の管理	評価	○
実施内容	職員のマイカー通勤は、許可のある者（原則自宅からの距離が2.5km以上の者）のみとし、職員用駐車場を適正に管理することで、出勤時における自転車や公共交通機関の利用を促進しました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	契約管理課
事務事業名	庁舎管理業務（冷暖房機運転）	評価	○
実施内容	地球温暖化防止対策のため、市庁舎にて使用される冷暖房機器の温度管理（夏28℃、冬20℃）を行うことにより、省エネルギーを推進しました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	人と地球にやさしいまちづくり事業	評価	○
実施内容	環境問題に関する作品を募集し表彰する「かんきょうコンクール」を実施しました。 かんきょうコンクール応募総数 91点		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	生活安全課
事務事業名	カー・セーブデーの普及・啓発	評価	○
実施内容	温室効果ガスの排出削減、健康増進を図るため、職員に対し公共交通機関や自転車利用を推進するカー・セーブデーの参加登録を依頼し、普及・啓発を図りました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	商工貿易振興課
事務事業名	商店街活性化対策事業	評価	一
実施内容	令和2年度はアーケードの照明設備LED化に該当するものはありませんでした。 (修繕等のみ)		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	公用車の適正利用の推進	評価	○
実施内容	行政の事務事業で使用された公用車の走行距離は594,679km（前年度比20%削減）でした。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	紙使用枚数（事務用紙、コピー用紙、応用用紙）の削減	評価	×
実施内容	<p>行政の事務事業における事務用紙使用量、コピー用紙使用量は下記のとおりでした。</p> <p>事務用紙使用量 7,077,889 枚（前年度比 31.9%増加）</p> <p>コピー用紙使用量 5,067,901 枚（前年度比-1.5%削減）</p> <p>敦賀病院において前年度比より大きな増加があつたため、新型コロナウイルス感染症対策に必要な書類作成に大量の事務用紙を使用したことが原因と考えられます。</p>		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	電気の使用量の削減	評価	○
実施内容	行政の事務事業における電力使用量は 33,455,381kWh（前年度比 3.9%削減）でした。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	灯油等燃料の使用量の削減	評価	×
実施内容	行政の事務事業における灯油使用量は 351,591ℓ（前年度比 4.1%増加）でした。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染予防措置（換気等）により、冷暖房効率の低下及び負荷が増加したことが原因と考えられます。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	上水道使用量の削減	評価	○
実施内容	行政の事務事業における上水道使用量は 335,385m ³ （前年度比 0.7%減少）でした。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	LPG の使用量の削減	評価	○
実施内容	行政の事務事業における LP ガス使用量は 64,525kg（前年度比 74.3%削減）でした。リラ・ポートの休業によりガス使用量が大幅に減少しました。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	都市ガスの使用量の削減	評価	○
実施内容	行政の事務事業における都市ガス使用量は 166,571m ³ （前年度比 0.5%削減）でした。		

区分	★省エネルギーの推進	担当課	全庁
事務事業名	グリーン購入の推進	評価	×
実施内容	行政の事務事業におけるグリーン購入率は 26%（前年度比 20%減少）でした。		

区分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	ふるさと創生課
事務事業名	《新規》エネルギーの多元化	評価	○
実施内容	市内での再生エネルギー由来水素ステーションなど、民間企業が進める研究開発に対して補助を行いました。		

区分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	商工貿易振興課
事務事業名	新産業起業化支援事業	評価	○
実施内容	<p>地元企業の技術向上や新分野での起業ができるように、研究会、分科会の開催や技術コーディネーターによる指導事業を実施しました。</p> <p>研究会など 5回開催</p> <p>指導事業 54件（企業訪問指導、窓口指導）</p>		

区分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	商工貿易振興課
事務事業名	新産業起業化研究開発支援事業	評価	一
実施内容	令和2年度は、エネルギー関連企業の技術を応用した新産業の起業化に向けた支援事業に中小企業からの応募はありませんでした。		

区分	★エネルギーの創出と有効利用	担当課	全庁
事務事業名	公共施設における自然エネルギーの利用促進	評価	○
実施内容	<p>太陽光パネルを導入した公共施設を適切に維持し、自然エネルギーの利用促進に努めました。</p> <p>導入済施設 市立敦賀病院、防災センター、敦賀西小学校、敦賀駅交流施設</p>		

目標⑧ 資源を大切にします

区分	★3R活動の推進	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	ダンボールコンポストの普及・促進	評価	○
実施内容	<p>ダンボールコンポスト（ダンボールを利用した生ごみ処理容器）の普及促進に努めるとともに、家庭から排出される生ごみの減量及び循環型社会の形成を図るため、市民モニターを募集しました。</p> <p>市民モニター 28人（講習会は中止）</p>		

区分	★3R活動の推進	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	マイバッグ持参運動の推進	評価	○
実施内容	<p>ごみの減量化や石油資源の節約を目的として、ごみ減量化の啓発を広報誌やホームページにおいて行うとともに、市内の事業所と提携し、マイバッグの利用に関する普及啓発を行いました。</p> <p>マイバッグ持参率（提携6社平均） 87.6%</p>		

区分	★3R活動の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	資源回収奨励事業費補助金	評価	○
実施内容	<p>資源の有効利用とごみの減量化を図るため、古紙類を回収する団体（町内会、子ども会、老人会等）に対し補助金を交付しました。</p> <p>交付団体数 88団体</p> <p>古紙類回収量 701トン（令和2年1月～令和2年12月の回収量）</p>		

区分	★3R活動の推進	担当課	清掃センター											
事務事業名	古紙類ステーション収集業務	評価	○											
実施内容	<p>燃やせるごみの減量化と資源の有効利用を図るため、市内全域のごみステーションに排出された古紙類の収集を月1回行いました。</p> <table> <tr> <td>古紙類収集量</td> <td>546トン</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>253トン</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>189トン</td> </tr> <tr> <td>ダンボール</td> <td>88トン</td> </tr> <tr> <td>雑がみ</td> <td>16トン</td> </tr> </table>				古紙類収集量	546トン	新聞	253トン	雑誌	189トン	ダンボール	88トン	雑がみ	16トン
古紙類収集量	546トン													
新聞	253トン													
雑誌	189トン													
ダンボール	88トン													
雑がみ	16トン													

区分	★3R活動の推進	担当課	学校給食センター
事務事業名	学校給食調理業務	評価	×
実施内容	生ごみ処理機が故障したため、生ごみの減量化を実施できませんでした。		

区分	★3R活動の推進	担当課	全庁
事務事業名	公共施設等設計・工事監理業務（再掲）	評価	○
実施内容	公共工事などの解体工事における建設副産物のリサイクルを推進しました。		

区分	★3R活動の推進	担当課	全庁
事務事業名	ごみの減量化及び古紙回収の徹底	評価	○
実施内容	行政の事務事業から排出された一般廃棄物は199,210kg（前年度比18.7%増加）でした。新庁舎への移転に向けて、保存文書の整理、削減を行ったことが原因と考えられます。		

区分	★ごみの適正処理の推進	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	廃棄物不適正処理対策事業	評価	○
実施内容	不法投棄の防止を図るため、不法投棄監視カメラの設置及び委託業者による監視パトロールを実施しました。 パトロール日数 32日		

区分	★ごみの適正処理の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	ごみ分別減量化対策推進事業	評価	○
実施内容	ごみの分別や減量化を推進・啓発するため、下記の研修会及びリサイクル展の開催、並びに各家庭へごみ収集カレンダーの配布等を行いました。 環境美化推進員研修会（現地等研修会） 1回開催 リサイクル展 1回開催		

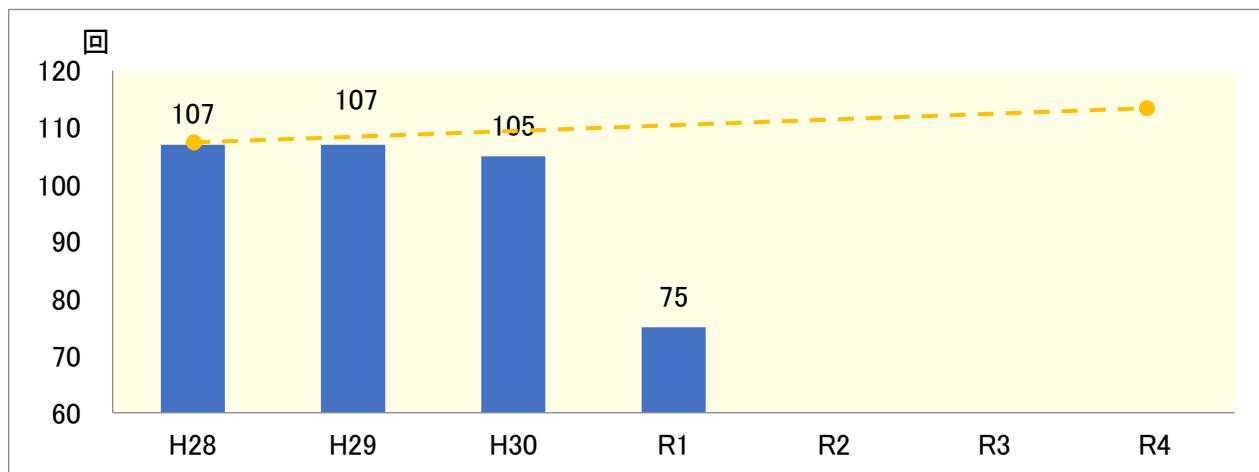
区分	★ごみの適正処理の推進	担当課	清掃センター
事務事業名	収集業務	評価	○
実施内容	一般廃棄物のごみステーション収集及び側溝汚泥収集を行いました。 収集量 合計 12,618トン ステーション収集 12,489トン 側溝汚泥 129トン		

4 みんなが環境を考え行動します

数値目標指標	計画策定時 (H28)	現 状	目 標	進捗状況
小中学校における 環境教育実施回数	107回	29回	110回	➡
環境に配慮した 活動を行う団体数	18 団体	19 団体	24 団体	➡
環境フェアの来場者数	3,144 人	0人	3,500 人	➡
6月環境月間の 清掃活動参加者数	4,535 人	0人	5,000 人	➡

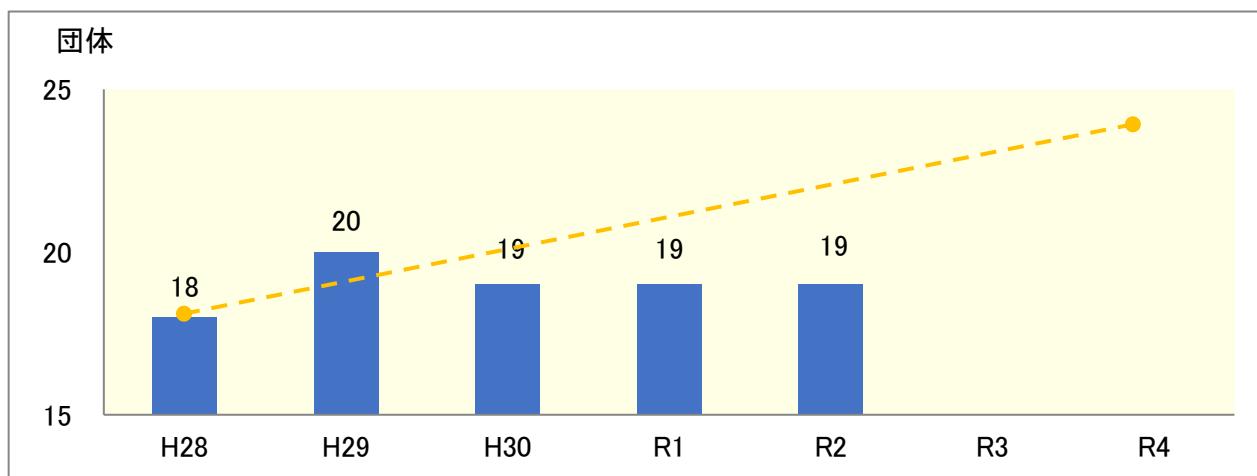
※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症流行のため、環境フェア及び 6 月環境月間の清掃活動を中止しました。

■小中学校における環境教育の実施回数



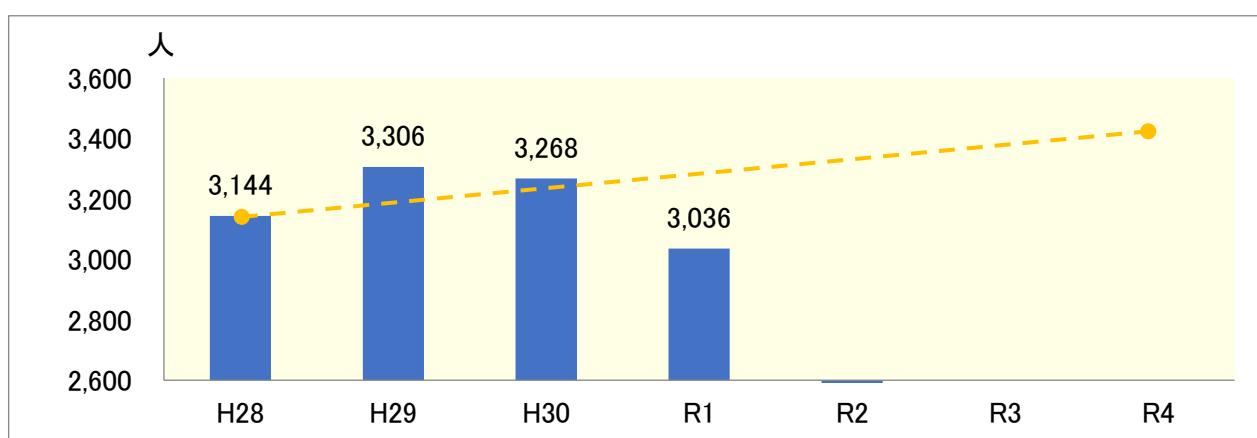
※小中学校における環境教育とは、中池見湿地や天筒山などの自然散策や、清掃センター、浄水場などの環境と関係が深い施設の見学、史跡などの文化遺産の訪問などのことです。達成基準については、年度ごとの生徒数の減少などの影響が少ない実施回数を指標としました。

■環境に配慮した活動を行う団体数



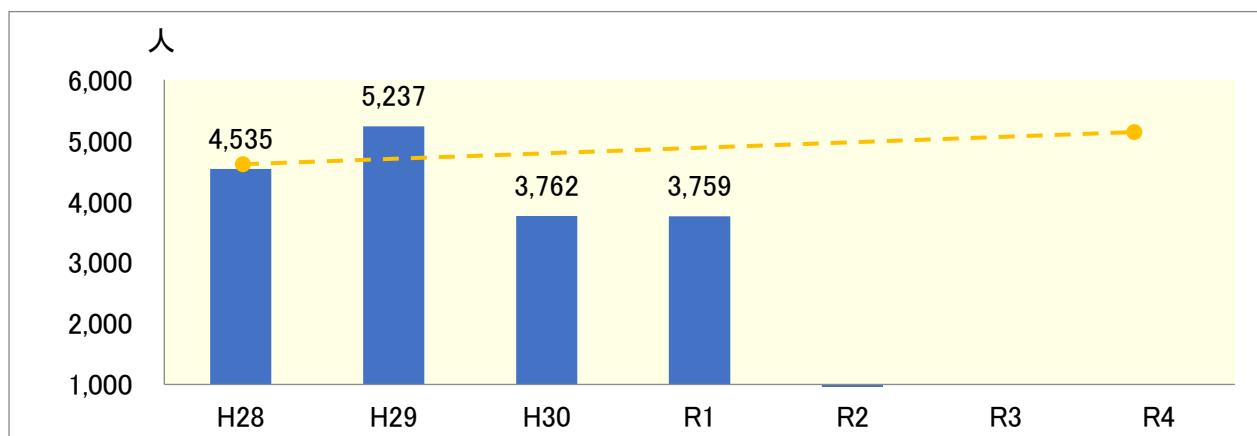
※つるが環境みらいネットワーク参加団体数

■環境フェア来場者数



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし

■6月環境月間の清掃活動参加者数



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし

目標Ⓐ 環境問題を知り考える人を育てます

区分	★身近な自然とのふれあい	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	中池見管理運営事業	評価	○
実施内容	<p>中池見湿地に訪れていただきその豊かさや希少性を知ってもらうため、市内小中学校が中池見の水田耕作を体験する活動（生き物学校田）を実施し、一般来園者に対して施設提供等の対応を行いました。</p> <p>主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き物学校田 小学校 1 校、中学校 1 校 ・令和元年度来園者数 26,850 人 		

区分	★身近な自然とのふれあい	担当課	農林水産振興課
事務事業名	田んぼの学校開催事業	評価	一
実施内容	<p>児童に食と農業への理解と関心を持たせるため、田植えや稻刈りなどを通じ、自然に親しみながら農業の喜びや農家の苦労を体験する「田んぼの学校」を開催しました。</p> <p>対象 市内の小学生 ※新型コロナウィルス感染症予防のため中止</p>		

区分	★身近な自然とのふれあい	担当課	農林水産振興課
事務事業名	市民農園や収穫体験農園の推進	評価	○
実施内容	<p>市民農園募集の広報を行いました。</p> <p>敦賀市農業委員会だより 1回発行</p>		

区分	★身近な自然とのふれあい	担当課	少年自然の家
事務事業名	ふれあいフェスタ事業	評価	一
実施内容	<p>自然や親子・友人との交流を深め、心身ともに健全な青少年の育成を図り、自然の恵みが体感できるフェスタを開催する予定でしたが新型コロナ感染拡大防止のため実施できませんでした。しかし、次年度以降も同様の事業を予定しており、今後の感染状況を踏まえて開催を検討していきたいと思っています。</p> <p>【参考：令和元年度の開催状況】</p> <p>秋のふれあいキャンプフェスタ 参加人数 29 名</p> <p>早春のふれあいフェスタ 参加人数 21 人</p>		

区分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	原子力研修事業	評価	○
実施内容	<p>原子力に関する知識の普及のため、市民を対象とした市内の原子力関係施設の見学会及び研修会を実施しました。</p> <p>実施回数 1回</p> <p>参加人数 17名</p>		

区分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	原子力安全対策課
事務事業名	広報安全等対策事業	評価	○
実施内容	<p>原子力に関する情報の収集を行うとともに、パンフレットなどを用いた広報活動を実施しました。</p> <p>主な実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配布 1回 ・広報つるがへの記事掲載 6回 ・広報番組の制作・放送 制作 1本、放送 2本 		

区分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	学校教育課	
事務事業名	地域教育コミュニティ推進事業	評価	○	
実施内容	<p>学校における環境保全の自主的な取り組みや環境教育講座などの開催を通じて、地域や家庭と連携した教育の推進を図るとともに、児童生徒に敦賀の自然・文化・歴史を直接体験する機会を与え、「ふるさと意識の高揚」を図りました。</p> <p>対象 市内小中学生 延べ 5,253人</p> <p>実施回数 延べ 29回</p> <p>体験活動場所</p> <p>中池見湿地、気比の松原、天筒山、東浦みかん園、水田、 施設見学（清掃センター、天筒浄化センター等）など</p>			

区分	★環境教育・環境学習の推進	担当課	文化振興課
事務事業名	歴史文化資産等の公開・活用	評価	○
実施内容	<p>市内に残る歴史・文化・自然資産の存在と価値を広く市民と共有するため、校外学習・出前講座を実施するとともに、見学会・特別展示などを実施し文化財の公開に努めました。</p> <p>実施内容 校外学習・出前講座（市内小学校 6校、一般対象 5件） 敦賀港駅ランプ小屋、文化振興課分室の公開</p>		

区分	★環境情報の収集と提供	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	環境情報の提供	評価	○
実施内容	環境に关心を持ってもらうため、環境基本計画年次報告書を作成するとともに、ホームページ及び広報敦賀において敦賀市の大気や地下水位などの環境情報の提供を行いました。		

目標B みんなが積極的に環境活動に取り組みます

区分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	環境基本計画推進事業	評価	一
実施内容	クリーンアップふくい大作戦としての気比の松原及び市内各地区の環境美化活動は新型コロナウィルス感染症予防のため中止しましたが、社会奉仕用ゴミ袋を配布することで地区の清掃活動などを支援しました。		

区分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	循環型社会推進事業	評価	○
実施内容	ごみ減量など3Rの推進を図るとともに、市民活動を支援するため、市内で緑化活動を行う市民団体等に対し剪定枝のリサイクルたい肥を配布しました。 市民団体数 8団体 学校 1校		

区分	★環境活動への参加推進と支援	担当課	生活安全課
事務事業名	消費者行政推進事業	評価	○
実施内容	自立する消費者、リサイクル運動など行動する消費者の育成をめざし、消費者トラブルに対する啓発、暮らしの市民教室を開催するとともに、暮らしのアドバイザー制度の運営等を実施しました。 消費者に向けた啓発 消費者月間（5月）に1回実施 各出前講座において実施 暮らしの市民教室 年3回開催		

区分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	市民協働課
事務事業名	NPO等活動支援事業	評価	○
実施内容	市民活動の普及・啓発を図るため、市民活動推進研修会を開催しました。 参加人数 15名		

区分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	市民協働課
事務事業名	市民協働推進事業	評価	○
実施内容	市との協働事業やまちづくりのための事業を提案する市民活動団体に対し補助しました。 協働事業 1団体		

区分	★協力体制の構築と連携強化	担当課	環境廃棄物対策課
事務事業名	環境基本計画推進事業	評価	○
実施内容	環境基本計画を実践する組織である「つるが環境みらいネットワーク」の活動への支援・助成を行いました。 主な活動内容 ・つるが環境フードドライブ 12月5日(土) ・事業所視察 2月22日(月) 敦賀市公設地方卸売市場		